

第2章 国民年金・厚生年金の財政の現況

第1節 年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状

第2節 国民年金・厚生年金の財政の推移と現状

第3節 国民年金・厚生年金の財政方式

第1節

年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状

公的年金制度は人の一生にわたる長期の制度であることから、年金財政の評価あるいは将来見通しの作成にあたっては、人口や経済の長期の趨勢を見極めることが重要である。

ここでは、人口や経済の長期的な動向について現状をみるという観点から、

- ・ 少子高齢化の現状について、各国の動向と比較してどうなっているか
- ・ 女性や高齢者の社会進出の状況がどうなっているか
- ・ 経済の状況として、財政検証の経済前提に用いる物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの実績がどうなっているか

という点について考察する。

1. 少子高齢化の推移と現状

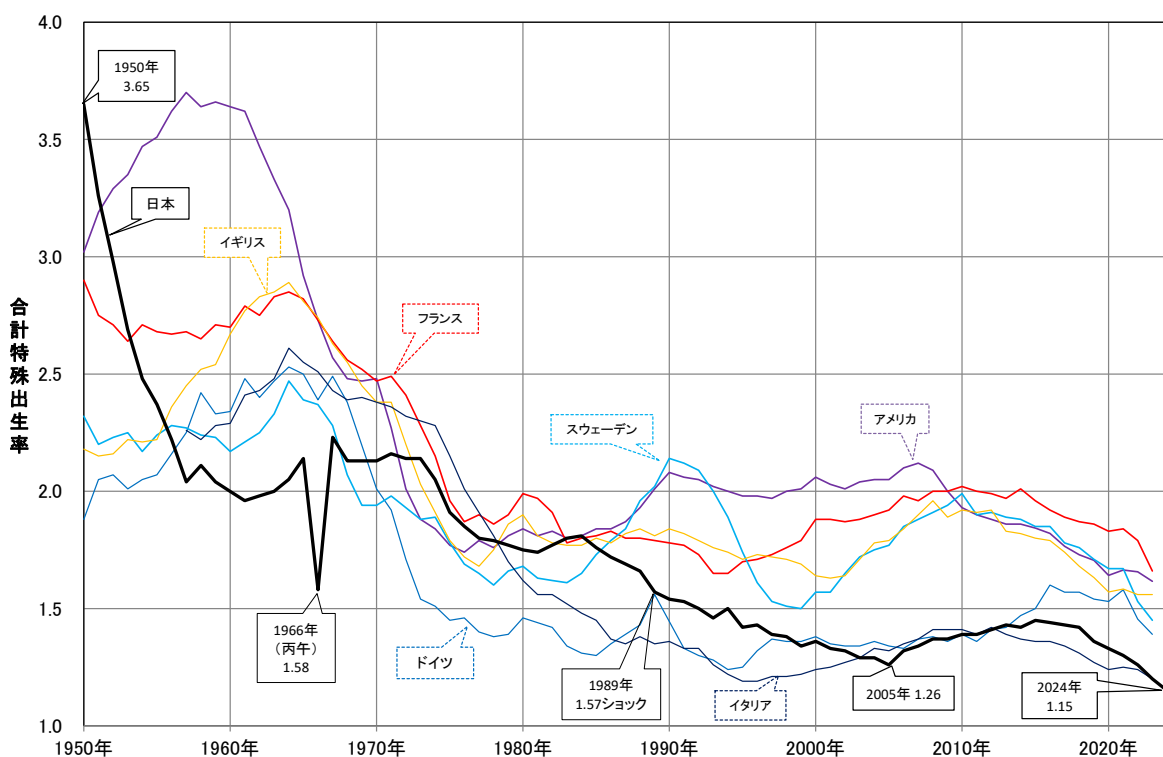
我が国の合計特殊出生率（その年の年齢別出生率で1人の女性が子供を生んだとした場合に、一生の間に生むこととなる子供の数）は、終戦後の昭和25(1950)年には3.65と非常に高い水準であった。その後急激に低下したものの、1960年代以後、丙午（ひのえうま）という特殊事情の影響により1.58となった昭和41(1966)年以外は、人口を維持する程度の水準前後でしばらく推移していた。しかし、昭和50(1975)年に2.0を下回り1.91となって以降、多少の上下変動はあったものの低下傾向を示し、平成元(1989)年には、丙午（ひのえうま）の年を下回る1.57となり、「1.57ショック」と呼ばれた。その後も低下傾向は継続し、平成17(2005)年には1.26まで低下した。その後は上昇傾向を示し平成27(2015)年には1.45まで回復したものの、令和6(2024)年には1.15と過去最低を記録している。

「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（令和5(2023)年4月公表）における出生中位推計の仮定値は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を除外するため、初婚については令和元(2019)年まで、出生については令和2(2020)年までのデータを用いて長期の水準を投影により求めるとした上で、将来の出生率については、結婚する女性の割合、夫婦の最終的な平均子ども数、離死別や再婚が出生に与え

る影響の3つの要素を勘案し、令和2(2020)から令和4(2022)年に観察されている婚姻・出生の落ち込みとその後への影響を別途見込み、設定されている。結果として令和52(2070)年以降は1.36で推移すると仮定されており、人口を維持するのに必要な水準を大きく下回っている。

欧米主要先進国と比較してみると、フランス、アメリカ、イギリス、スウェーデンは日本に比べ高い水準で推移している。ドイツは近年回復の傾向が見られ、イタリアは我が国と並んで国際的に低い水準にあるが、多くの国で直近では低下傾向となっている(第2-1-1図)。

第2-1-1図 合計特殊出生率の各国別推移



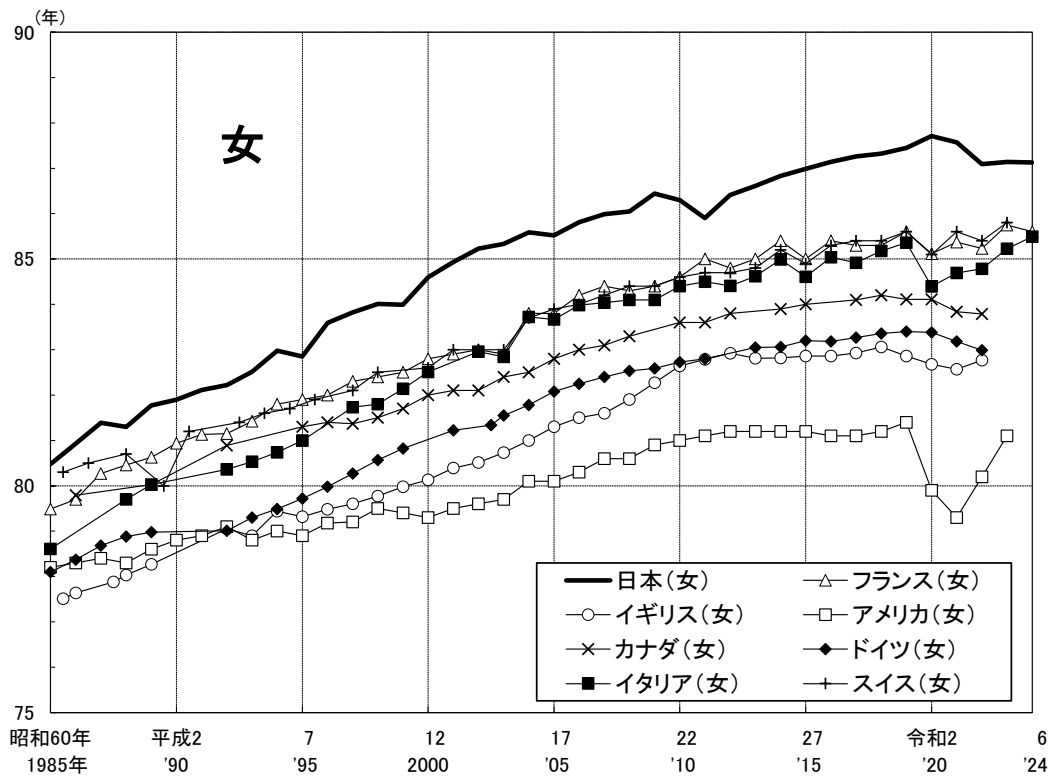
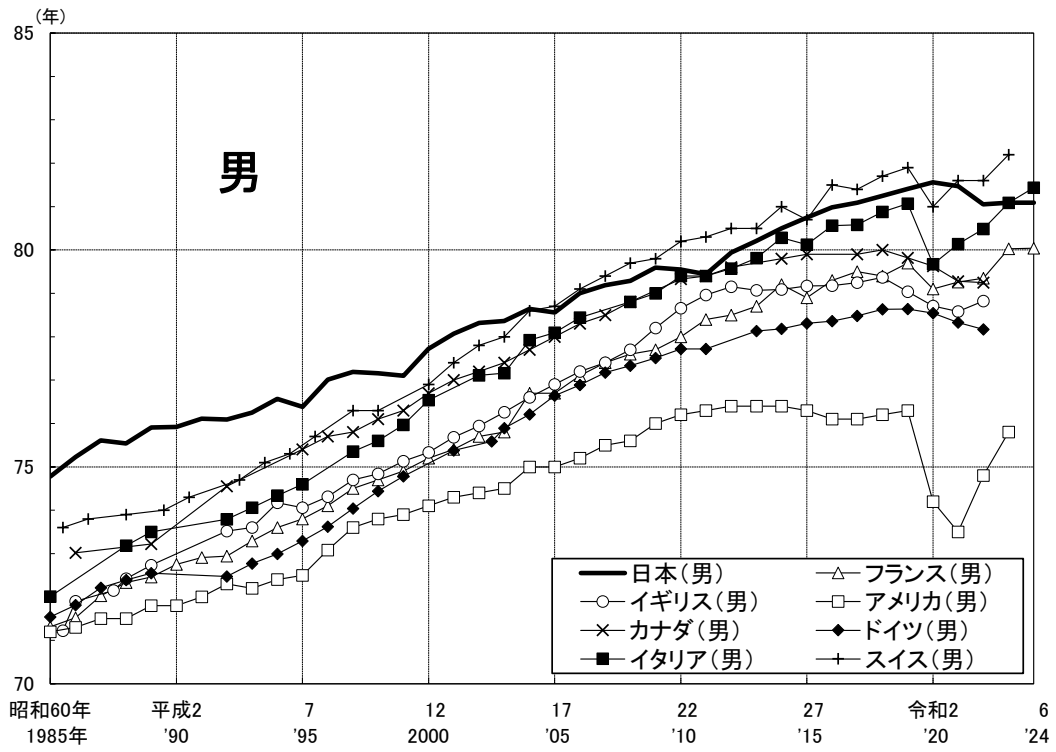
(資料)日本の合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態統計月報年計(概数)の概況」、諸外国の合計特殊出生率は、2014年まで厚生労働省「平成29年(2017)人口動態統計(報告書)」、2015年から2023年までは世界銀行「World Development Indicators」より作成。

一方、我が国の平均寿命をみると、昭和40(1965)年には男67.74年、女72.92年であったが、その後急速に上昇した。近年では、終戦後より上昇速度は遅くなったものの、上昇傾向は依然として続いており、令和6(2024)年には男で81.09年、女で87.13年となっている。諸外国と比較してみても、世界有数の長寿国といえる(第2-1-2図)。

「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の中位推計によると、将来の合計特

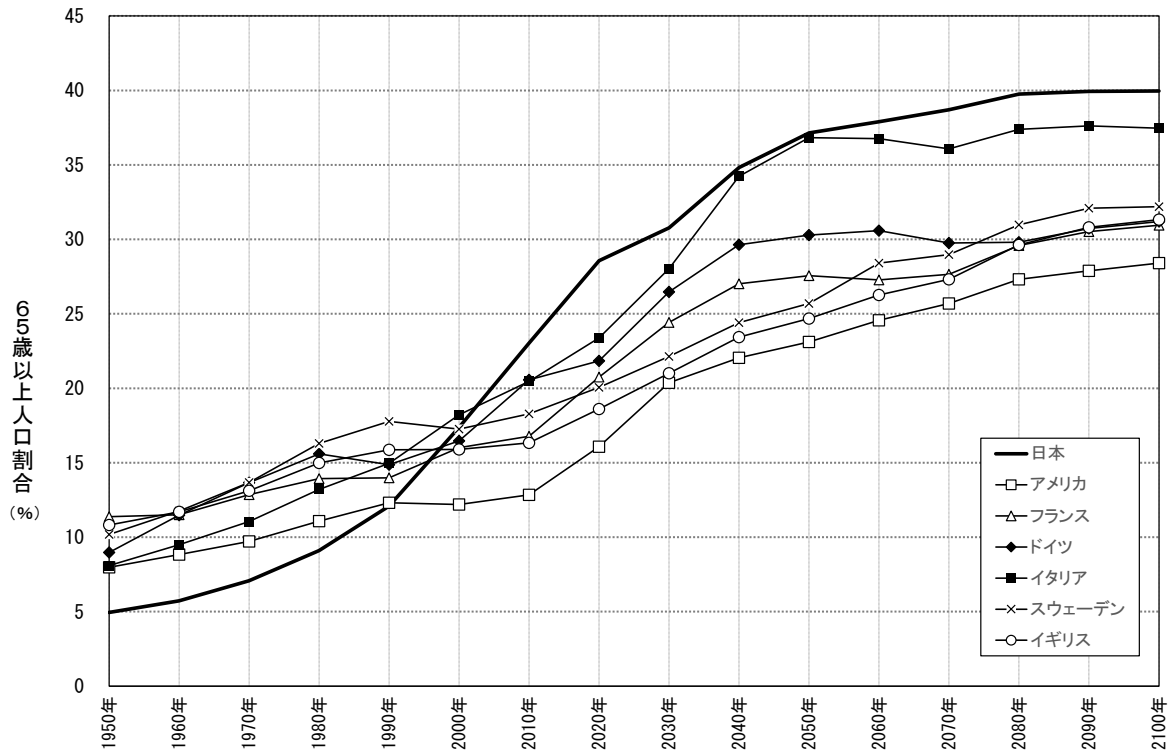
殊出生率は人口を維持するのに必要な水準を大きく下回り、令和 52（2070）年でも 1.36 である一方で、平均寿命は同年に男 85.89 年、女 91.94 年まで伸びると仮定されており、今後も我が国では少子高齢化が欧米主要先進国の中でも急速に進行すると見込まれている。高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口割合）を欧米主要先進国と比べてみると、欧米主要先進国以上の速さで急速に上昇してきた我が国の高齢化の水準は、今後も欧米主要先進国の水準を大きく超え、同年には約 38.7%という高水準に到達すると見込まれている（第 2－1－3 図）。

第2-1-2図 諸外国の平均寿命の年次推移



(資料)厚生労働省「令和6年簡易生命表の概況」より作成。

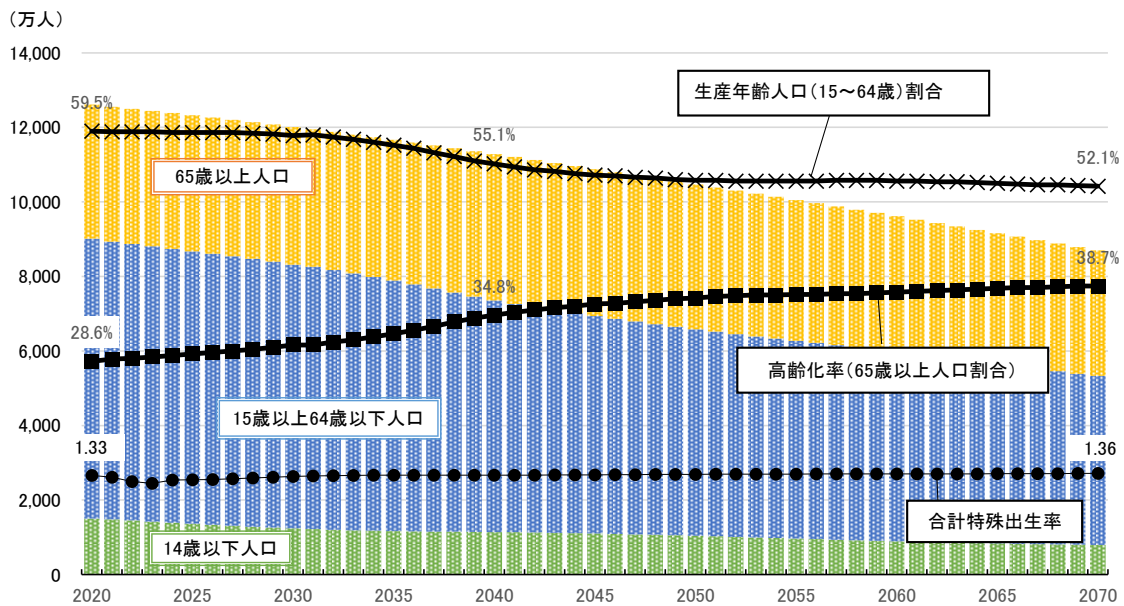
第2-1-3図 主要先進国の65歳以上人口割合：1950～2100年



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2025年版)」より作成

また、年齢区分別で将来の人口見通しを見ると、出生率の低下により生産年齢人口の割合は減少し、また平均寿命の延伸によって65歳以上人口の減少が抑えられ、結果として高齢化率は上昇する見通しとなっている(第2-1-4図)。

第2-1-4図 年齢区分別人口の見通し(令和5年推計)



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

2. 女性、高齢者の社会進出の推移と現状

近年、我が国の女性や高齢者の労働参加は上昇傾向が続いている。例えば、60～64歳男性の労働力率は、2000年代前半までは自営業者の減少に伴い低下傾向にあり平成17(2005)年には70.3%と最低であったが、令和6(2024)年には86.4%となっている(第2-1-5表)。

一方、女性についてみると、例えば30～34歳では、昭和50(1975)年は43.9%となっていたが、令和6(2024)年には83.9%まで上昇している。さらに、60～64歳の女性の労働力率は、2000年代前半まではおおむね40%前後で横ばいの動きとなっていたが、令和6(2024)年では66.6%となっている(第2-1-6表)。

また、就業者数の実績については前回の財政検証における最も労働参加が進むケースの就業者数の見通しを上回って推移しており、当時想定していたよりも労働参加が進んでいることが分かる(第2-1-7図)。

第2-1-5表 男性の労働力率

年次	総数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上		
												65～69	70歳以上	
昭和50年 (1975)	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4	44.4	63.9	31.6
55 (1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0	60.1	28.4
60 (1985)	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0	55.6	26.8
平成2 (1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5	54.1	26.3
7 (1995)	77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9	37.3	54.2	26.1
8 (1996)	77.7	18.4	74.6	97.0	98.0	97.9	98.2	97.7	97.4	94.6	74.5	36.7	53.1	26.1
9 (1997)	77.7	18.9	75.0	96.5	97.8	98.0	98.1	97.8	97.5	94.8	74.5	36.7	53.3	26.2
10 (1998)	77.3	18.7	74.2	96.1	97.7	98.0	97.8	97.7	97.0	94.5	74.8	35.9	52.9	25.4
11 (1999)	76.9	18.5	72.8	95.6	97.5	97.7	97.7	97.5	97.1	94.7	74.1	35.5	52.6	25.3
12 (2000)	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1	51.1	24.3
13 (2001)	75.7	17.9	71.9	95.4	97.2	97.8	97.7	97.2	96.3	93.9	72.0	32.9	50.1	23.0
14 (2002)	74.7	17.8	71.4	94.6	96.9	97.3	97.4	97.1	96.3	93.8	71.2	31.1	48.1	21.8
15 (2003)	74.1	16.6	70.8	94.4	96.7	96.9	97.5	97.2	96.0	93.5	71.2	29.9	46.7	21.2
16 (2004)	73.4	16.3	68.5	94.0	96.6	96.8	97.2	97.0	95.7	93.2	70.7	29.2	45.6	20.9
17 (2005)	73.3	16.2	68.6	93.6	96.4	97.0	97.0	96.7	95.7	93.6	70.3	29.4	46.7	21.1
18 (2006)	73.2	16.4	69.1	93.9	96.5	96.7	97.0	96.9	95.7	93.2	70.9	29.2	47.6	20.7
19 (2007)	73.1	16.4	70.0	94.0	96.9	96.6	97.1	96.9	95.8	93.1	74.4	29.8	48.5	20.9
20 (2008)	72.8	16.1	69.1	94.4	96.5	96.7	96.9	96.9	95.7	92.5	76.4	29.7	49.6	20.4
21 (2009)	72.0	14.7	67.6	94.0	96.1	96.7	97.0	96.4	95.9	92.4	76.5	29.4	49.4	19.9
22 (2010)	71.6	14.5	67.1	94.2	96.2	96.7	96.8	97.0	95.8	92.8	76.0	28.8	48.9	19.6
23 (2011)	71.1	14.0	67.7	93.9	96.3	96.7	96.5	96.2	95.5	92.7	75.3	28.4	48.4	20.0
24 (2012)	70.8	14.8	67.4	93.6	96.0	96.5	96.2	96.1	95.0	92.2	75.4	28.7	49.0	20.2
25 (2013)	70.5	15.5	67.7	93.8	95.6	96.5	96.3	96.2	95.3	92.7	76.0	29.4	50.7	20.1
26 (2014)	70.4	15.9	68.6	93.6	95.8	96.4	96.2	96.1	94.6	93.2	77.6	30.2	52.5	20.2
27 (2015)	70.3	16.0	68.8	93.2	95.7	96.2	96.2	95.9	95.0	93.1	78.9	31.1	54.1	20.3
28 (2016)	70.4	17.6	70.5	93.9	95.4	96.1	96.3	96.1	95.0	93.3	80.0	31.7	54.8	20.2
29 (2017)	70.5	16.5	70.8	93.8	95.6	96.3	96.0	95.6	95.1	93.7	81.7	32.5	56.5	21.3
30 (2018)	71.2	18.4	73.8	94.4	95.8	96.2	96.3	95.7	95.2	93.4	83.5	33.9	58.7	23.3
令和元年 (2019)	71.4	19.7	74.8	94.1	95.7	96.1	96.2	95.5	95.1	93.2	84.4	34.8	60.7	25.0
2 (2020)	71.4	18.0	74.6	94.4	95.6	96.0	95.8	95.6	95.4	93.9	85.3	35.1	62.3	25.7
3 (2021)	71.3	17.8	74.4	94.8	95.5	96.2	96.1	95.7	94.9	93.6	85.7	34.9	62.8	25.9
4 (2022)	71.4	18.7	73.6	94.2	95.8	96.5	96.0	95.9	94.5	93.5	86.6	34.9	63.1	26.3
5 (2023)	71.4	19.1	74.5	94.0	95.4	96.1	95.9	95.7	94.8	93.9	86.8	34.8	63.8	26.2
6 (2024)	71.5	20.3	75.2	94.0	95.1	95.5	95.9	95.7	94.9	93.6	86.4	35.0	64.8	26.3

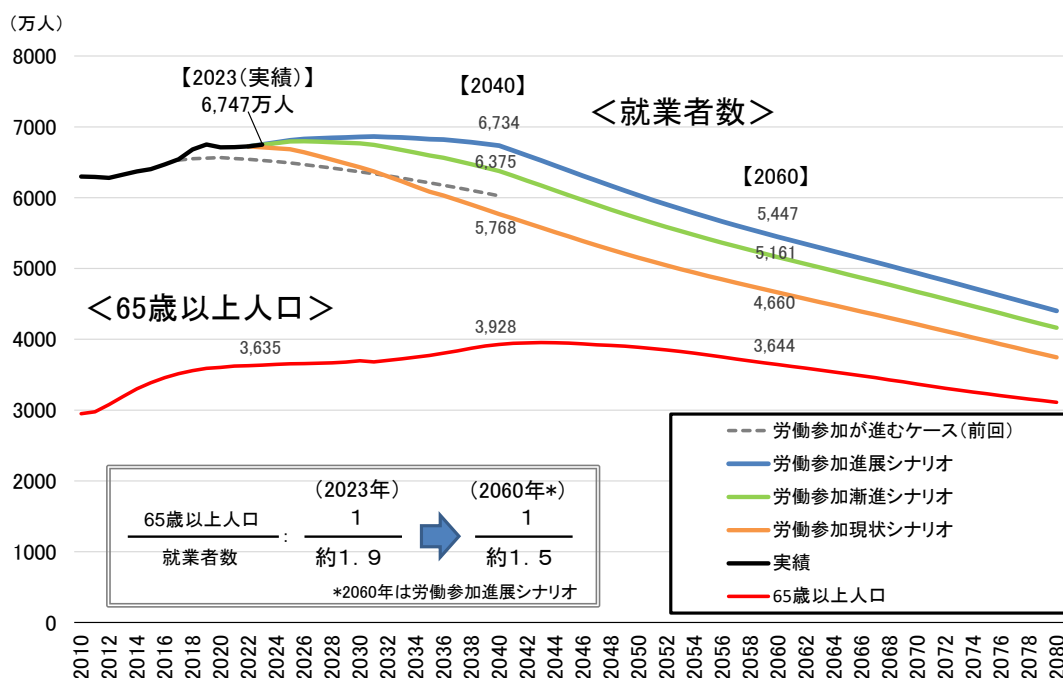
(資料) 総務省「労働力調査(基本集計)」

第2-1-6表 女性の労働力率

年次	総数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上		
												65～69	70歳以上	
昭和50年 (1975)	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3	24.7	9.3
55 (1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5	25.8	9.6
60 (1985)	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5	26.8	10.0
平成2 (1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2	27.6	10.4
7 (1995)	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7	15.6	27.2	10.3
8 (1996)	50.0	16.3	73.8	67.9	54.8	60.8	69.5	71.6	66.9	58.1	39.0	15.4	27.0	10.1
9 (1997)	50.4	16.8	73.4	68.2	56.2	62.3	70.9	72.2	67.9	58.7	39.8	15.4	27.2	10.2
10 (1998)	50.1	17.3	73.4	69.2	55.8	62.2	70.2	72.4	67.8	59.1	40.1	15.2	26.5	10.4
11 (1999)	49.6	16.8	72.4	69.7	56.7	61.5	69.5	71.8	67.9	58.7	39.7	14.9	26.2	10.1
12 (2000)	49.3	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4	25.4	9.8
13 (2001)	49.2	17.5	72.0	71.1	58.8	62.3	70.1	72.7	68.2	58.4	39.5	13.8	24.4	9.4
14 (2002)	48.5	16.7	70.1	71.8	60.3	61.8	70.5	72.4	67.7	58.1	39.2	13.2	24.0	9.0
15 (2003)	48.3	16.6	69.4	73.4	60.3	63.1	70.3	72.5	68.1	58.9	39.4	13.0	23.8	8.8
16 (2004)	48.3	16.3	68.9	74.0	61.4	62.4	70.4	73.0	68.4	59.6	39.7	12.9	24.0	8.7
17 (2005)	48.4	16.5	69.8	74.9	62.7	63.0	71.0	73.9	68.8	60.0	40.1	12.7	24.0	8.7
18 (2006)	48.5	16.6	70.1	75.7	62.8	63.6	71.4	74.0	70.5	60.3	40.2	13.0	25.1	8.7
19 (2007)	48.5	16.2	69.5	75.8	64.0	64.3	72.0	75.6	70.8	60.8	42.2	12.9	25.8	8.4
20 (2008)	48.4	16.2	69.7	76.1	65.1	64.9	71.1	75.5	71.6	61.6	43.6	13.1	26.0	8.5
21 (2009)	48.5	16.2	70.2	77.2	67.2	65.5	71.7	75.3	72.5	62.5	44.6	13.1	27.0	8.3
22 (2010)	48.5	15.9	69.4	77.1	67.8	66.2	71.6	75.8	72.8	63.3	45.7	13.3	27.4	8.4
23 (2011)	48.2	15.0	69.2	77.0	67.5	67.0	71.2	75.7	72.6	64.0	45.7	13.2	27.6	8.6
24 (2012)	48.2	14.6	68.7	77.6	68.6	67.7	71.7	75.7	73.4	64.6	45.8	13.4	28.3	8.7
25 (2013)	48.9	15.6	70.3	79.0	70.1	69.6	73.1	76.1	74.9	66.5	47.4	13.8	29.8	8.6
26 (2014)	49.2	16.7	69.4	79.3	71.0	70.8	74.3	76.8	75.7	67.9	48.7	14.5	31.1	8.9
27 (2015)	49.6	16.8	68.5	80.3	71.2	71.8	74.8	77.5	76.3	69.0	50.6	15.3	32.0	9.3
28 (2016)	50.3	16.8	71.6	81.7	73.2	71.8	75.7	78.5	77.2	70.9	51.8	15.9	33.8	9.3
29 (2017)	51.1	17.1	72.1	82.1	75.2	73.4	77.0	79.4	78.1	72.1	54.9	16.5	35.0	10.0
30 (2018)	52.5	20.4	74.8	83.9	76.9	74.8	79.6	79.6	79.2	73.3	58.1	17.6	37.0	11.3
令和元年 (2019)	53.3	22.1	76.3	85.1	77.5	76.7	80.2	81.4	80.0	74.7	59.9	18.0	39.0	11.9
2 (2020)	53.2	20.4	75.4	85.9	77.8	76.0	79.4	81.0	80.0	74.3	61.0	18.2	40.3	12.2
3 (2021)	53.5	20.1	76.0	86.9	79.4	77.7	80.1	81.2	80.0	74.7	62.2	18.4	41.7	12.6
4 (2022)	54.2	20.8	75.6	87.7	80.6	78.9	81.5	81.9	80.7	75.8	64.0	18.4	41.8	12.9
5 (2023)	54.8	22.8	76.6	88.2	82.6	80.1	82.1	83.2	80.7	76.4	65.3	18.7	43.7	13.1
6 (2024)	55.6	23.6	77.2	88.9	83.9	81.4	83.0	83.9	81.6	77.3	66.6	19.3	45.2	13.5

(資料) 総務省「労働力調査(基本集計)」

第2-1-7図 就業者数と65歳以上人口の推移



(資料) 総務省「労働力調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、(中位推計)、独立行政法人労働政策研究・研修機構「2023年度版 労働力需給の推計」、2040年以降の就業者数は、労働力需給の推計、日本の将来推計人口を基に数理課において推計。

3. 経済状況の推移と現状

(1) 消費者物価上昇率

消費者物価指数の伸び率の推移をみると、昭和48(1973)年10月に勃発した第4次中東戦争をきっかけとして起こった石油危機の時期以降、低下傾向にあったが、令和4(2022)年以降上昇し、令和5(2023)年には前年比でプラス3.2%となっている(第2-1-8表)。

このため、平成12(2000)年からコロナ禍以前である令和元(2019)年までの過去20年平均では0.1%とゼロ近傍で横ばいの状態となっていたが、近年の消費者物価の上昇もあり、令和6(2024)年までの過去30年平均(1995~2024年)では0.4%となっている(第2-1-9図)。

第2-1-8表 消費者物価上昇率の推移

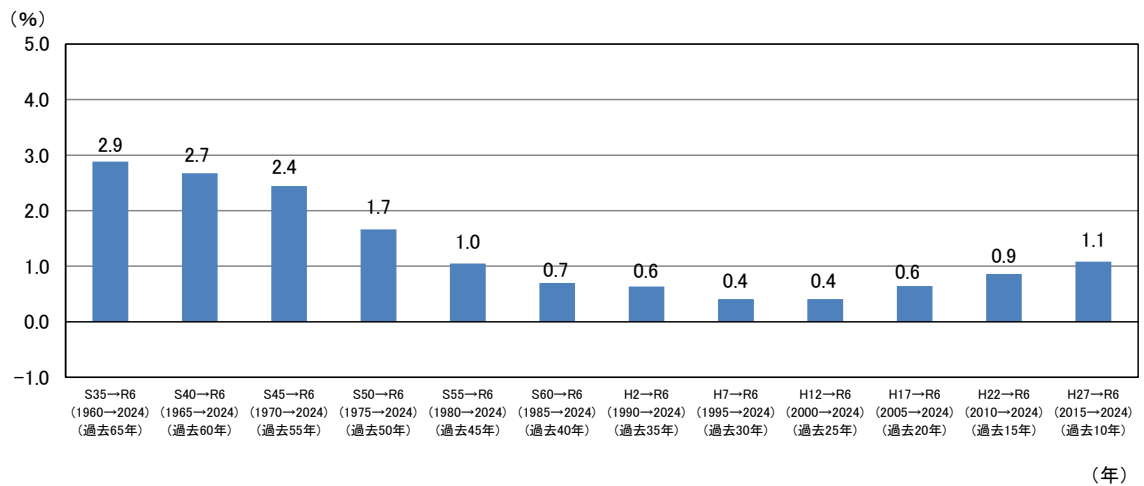
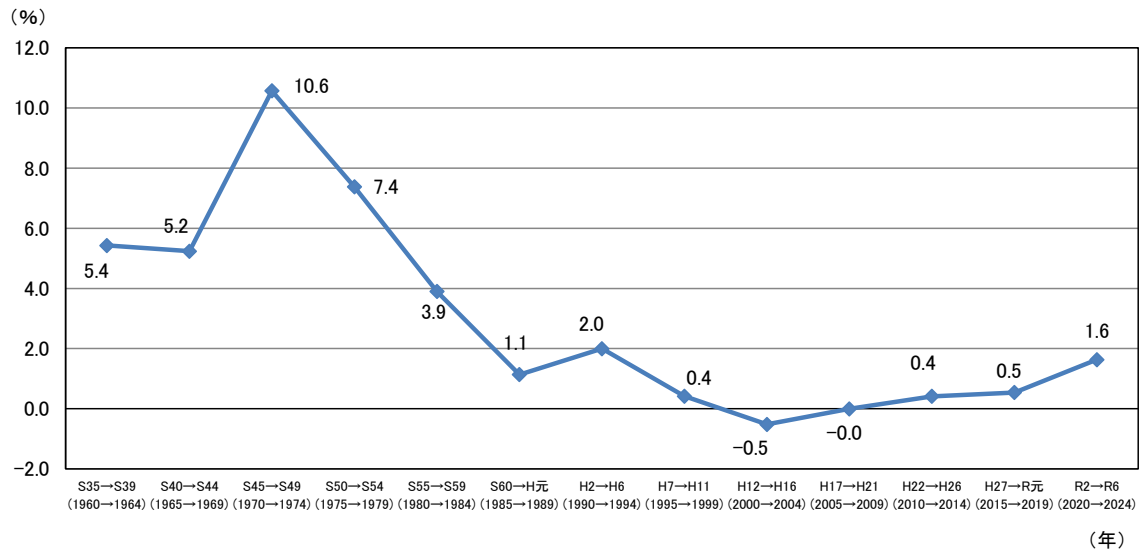
(単位:%)

年次	消費者物価 上昇率	年次	消費者物価 上昇率	年次	消費者物価 上昇率
昭和27(1952)年	5.0	昭和52(1977)年	8.1	平成14(2002)年	-0.9
昭和28(1953)年	6.5	昭和53(1978)年	4.2	平成15(2003)年	-0.3
昭和29(1954)年	6.5	昭和54(1979)年	3.7	平成16(2004)年	0.0
昭和30(1955)年	-1.1	昭和55(1980)年	7.7	平成17(2005)年	-0.3
昭和31(1956)年	0.3	昭和56(1981)年	4.9	平成18(2006)年	0.3
昭和32(1957)年	3.1	昭和57(1982)年	2.8	平成19(2007)年	0.0
昭和33(1958)年	-0.4	昭和58(1983)年	1.9	平成20(2008)年	1.4
昭和34(1959)年	1.0	昭和59(1984)年	2.3	平成21(2009)年	-1.4
昭和35(1960)年	3.6	昭和60(1985)年	2.0	平成22(2010)年	-0.7
昭和36(1961)年	5.3	昭和61(1986)年	0.6	平成23(2011)年	-0.3
昭和37(1962)年	6.8	昭和62(1987)年	0.1	平成24(2012)年	0.0
昭和38(1963)年	7.6	昭和63(1988)年	0.7	平成25(2013)年	0.4
昭和39(1964)年	3.9	平成元(1989)年	2.3	平成26(2014)年	2.7
昭和40(1965)年	6.6	平成2(1990)年	3.1	平成27(2015)年	0.8
昭和41(1966)年	5.1	平成3(1991)年	3.3	平成28(2016)年	-0.1
昭和42(1967)年	4.0	平成4(1992)年	1.6	平成29(2017)年	0.5
昭和43(1968)年	5.3	平成5(1993)年	1.3	平成30(2018)年	1.0
昭和44(1969)年	5.2	平成6(1994)年	0.7	令和元(2019)年	0.5
昭和45(1970)年	7.7	平成7(1995)年	-0.1	令和2(2020)年	0.0
昭和46(1971)年	6.3	平成8(1996)年	0.1	令和3(2021)年	-0.2
昭和47(1972)年	4.9	平成9(1997)年	1.8	令和4(2022)年	2.5
昭和48(1973)年	11.7	平成10(1998)年	0.6	令和5(2023)年	3.2
昭和49(1974)年	23.2	平成11(1999)年	-0.3	令和6(2024)年	2.7
昭和50(1975)年	11.7	平成12(2000)年	-0.7		
昭和51(1976)年	9.4	平成13(2001)年	-0.7		

(資料) 総務省「消費者物価指数」の年平均の総合指数

(注) 1970年以前は持家の帰属家賃を除く指数

第2-1-9図 消費者物価上昇率（暦年）の推移



(資料) 総務省「消費者物価指数」の年平均の総合指数より作成

(注) 1970年以前は持家の帰属家賃を除く指数

(2) 賃金上昇率

厚生年金の平均標準報酬額上昇率から物価上昇率を控除した実質上昇率の推移をみると、1980年代から1990年代前半にかけてはおおむね1～2%の伸び率で推移してきたが、1990年代後半から伸び率が低下してきており、2000年代後半以降は平均するとマイナスとなっている。令和4(2022)年度以降、名目の上昇率はやや高い水準となっているが、その一方で円安や原材料価格高騰等の影響により物価上昇率も高い水準となっているため、実質賃金上昇率はマイナスとなっている(第2-1-10表及び第2-1-11図)。

第2-1-10表 平均標準報酬額上昇率の推移

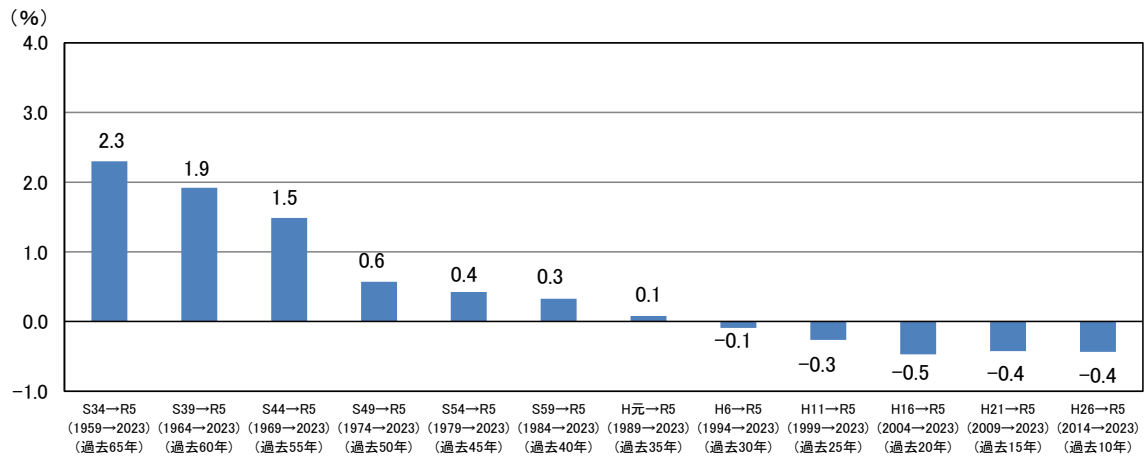
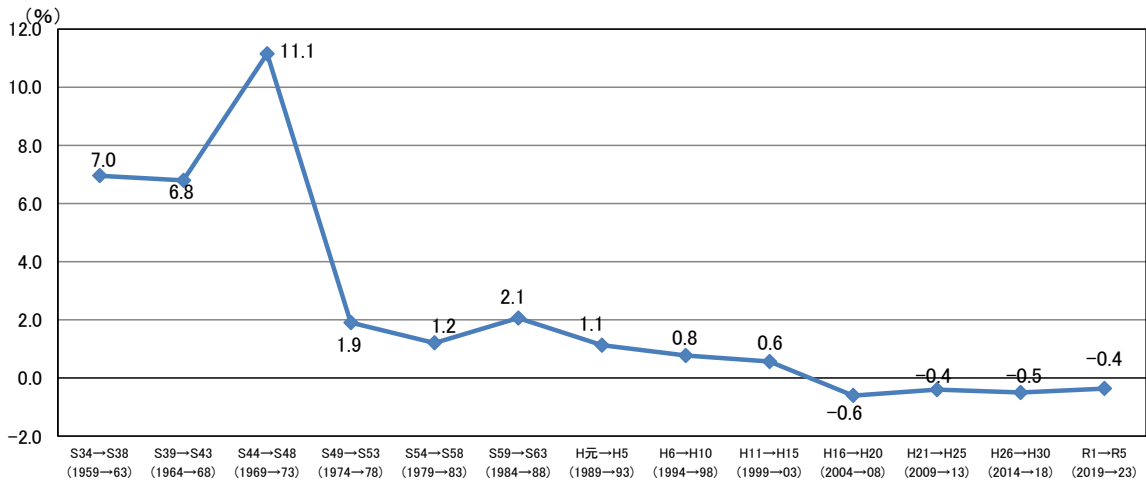
年次	名目	実質	年次	名目	実質
昭和27 (1952) 年	4.2	-0.8	平成元 (1989) 年	5.1	2.8
昭和28 (1953) 年	2.9	-3.6	平成2 (1990) 年	4.5	1.4
昭和29 (1954) 年	62.4	55.9	平成3 (1991) 年	3.9	0.6
昭和30 (1955) 年	2.2	3.3	平成4 (1992) 年	2.4	0.8
昭和31 (1956) 年	1.9	1.6	平成5 (1993) 年	1.4	0.1
昭和32 (1957) 年	2.1	-1.0	平成6 (1994) 年	2.9	2.2
昭和33 (1958) 年	1.3	1.7	平成7 (1995) 年	1.3	1.4
昭和34 (1959) 年	1.5	0.5	平成8 (1996) 年	1.2	1.1
昭和35 (1960) 年	31.7	28.1	平成9 (1997) 年	1.8	-0.0
昭和36 (1961) 年	10.2	4.9	平成10 (1998) 年	-0.2	-0.8
昭和37 (1962) 年	10.4	3.6	平成11 (1999) 年	-0.2	0.1
昭和38 (1963) 年	7.6	0.0	平成12 (2000) 年	1.0	1.7
昭和39 (1964) 年	9.1	5.2	平成13 (2001) 年	0.4	0.7
昭和40 (1965) 年	22.5	15.9	平成14 (2002) 年	-0.7	-0.5
昭和41 (1966) 年	8.5	3.4	平成15 (2003) 年	-0.6	0.2
昭和42 (1967) 年	9.3	5.3	平成16 (2004) 年	-0.2	-0.1
昭和43 (1968) 年	9.9	4.6	平成17 (2005) 年	-0.2	0.2
昭和44 (1969) 年	23.8	18.6	平成18 (2006) 年	-0.3	-0.4
昭和45 (1970) 年	15.2	7.5	平成19 (2007) 年	-0.5	-0.2
昭和46 (1971) 年	17.4	11.1	平成20 (2008) 年	-0.5	-1.9
昭和47 (1972) 年	12.1	7.2	平成21 (2009) 年	-3.0	-1.6
昭和48 (1973) 年	23.4	11.7	平成22 (2010) 年	-0.4	0.3
昭和49 (1974) 年	24.3	1.1	平成23 (2011) 年	-0.1	0.2
昭和50 (1975) 年	10.7	-1.0	平成24 (2012) 年	-0.3	-0.3
昭和51 (1976) 年	16.8	7.4	平成25 (2013) 年	-0.1	-0.5
昭和52 (1977) 年	8.8	0.7	平成26 (2014) 年	1.1	-1.6
昭和53 (1978) 年	5.7	1.5	平成27 (2015) 年	0.3	-0.5
昭和54 (1979) 年	5.7	2.0	平成28 (2016) 年	-0.1	0.1
昭和55 (1980) 年	8.8	1.1	平成29 (2017) 年	0.3	-0.2
昭和56 (1981) 年	5.2	0.3	平成30 (2018) 年	0.8	-0.2
昭和57 (1982) 年	4.5	1.7	令和元 (2019) 年	0.6	0.1
昭和58 (1983) 年	2.9	1.0	令和2 (2020) 年	-0.5	-0.5
昭和59 (1984) 年	3.4	1.1	令和3 (2021) 年	1.0	1.2
昭和60 (1985) 年	5.1	3.1	令和4 (2022) 年	1.4	-1.1
昭和61 (1986) 年	2.6	2.0	令和5 (2023) 年	1.7	-1.5
昭和62 (1987) 年	1.9	1.8			
昭和63 (1988) 年	3.0	2.3			

(注1) 標準報酬上昇率は、平成12年度以前は年末(12月)の平均標準報酬月額の前年同月比の伸び率である。

平成13年度以降は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である(年金積立金運用報告書より抜粋、平成16年度以降は総報酬ベース、平成27年度までは被用者年金一元化前)。令和4年度以降は、性・年齢構成に加え、短時間労働者構成割合の影響を控除した名目賃金上昇率。

(注2) 実質上昇率を計算する基となる消費者物価指数は年平均の伸び率である。

第2-1-11 図 平均標準報酬月額上昇率（実質）の推移



（3）運用利回り

厚生年金、国民年金の積立金は、平成12(2000)年度までは全額を旧大蔵省資金運用部（財務省財政融資資金）に預託することによって運用されていた。しかし、平成13(2001)年度以降は、財政投融资制度の抜本的な改革等により、厚生労働大臣が直接、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度までは旧年金資金運用基金）に資金を寄託することにより運用されることとなった。

年金積立金管理運用独立行政法人においては、民間の運用機関等を活用した市場運用を行っているほか、平成13(2001)年度から平成19(2007)年度までに財政融資資金特別会計から直接引き受けた財投債の管理運用を行っていた。また、平成22(2010)年度までは旧年金福祉事業団に係る承継資産の運用についても行っており、旧資金運用部へ預託されていた積立金の全額が償還される平成20(2008)年度末までの間は、経過的に財政融資資金への預託という形でも運用を行っていた。

このため、積立金の運用利回りの実績については、平成12(2000)年度以前と平

成 13(2001)年度以降の運用方法の違いに留意する必要がある。また、年金積立金管理運用独立行政法人の基本ポートフォリオは、財政検証の前提等を踏まえて、見直されていることにも留意する必要がある（第 2-1-12 表）。

長期的にみると保険料収入や年金給付費は名目賃金上昇率に連動して増加することから、年金財政にとっては、名目運用利回りから名目賃金上昇率を控除したもの（以下「実質的な運用利回り」という。）が重要である。以下において、平成 12(2000)年度以前と平成 13(2001)年度以降の実質的な運用利回りがどのように推移しているか確認する。

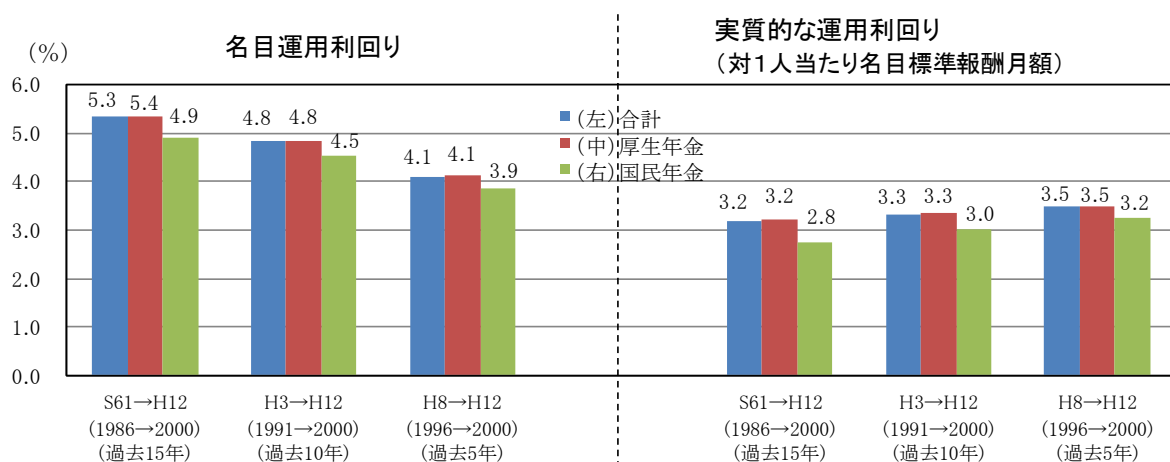
平成 12(2000)年度以前の運用利回りは、資金運用部に対する名目の新規預託金利の動向に依存するものであり、実質的な運用利回りでみるとおおむね 3～4%の水準となっていた（第 2-1-13 図）。

一方、平成 13(2001)年度以降の運用利回りについては、自主運用を開始した平成 13(2001)から令和 5(2023)年度の 23 年度平均でみると、実質的な運用利回りの実績値は 4.35%となっており、令和 5(2023)年度までの長期の運用目標である実質的な運用利回り 1.7%を 2.65%ポイント程度上回っている（第 2-1-14 表）。

第 2-1-12 表 年金積立金管理運用独立行政法人の基本ポートフォリオ

	2001年4月 ～2005年3月	2005年4月 ～2013年6月	2013年6月 ～2014年9月	2014年10月 ～2020年3月	2020年4月～
国内債券	68%	67%	60%	35%	25%
外国債券	7%	8%	11%	15%	25%
国内株式	12%	11%	12%	25%	25%
外国株式	8%	9%	12%	25%	25%
短期資産	5%	5%	5%	—	—

第 2-1-13 図 運用利回りの推移（1986～2000 年度）



(注1) 旧年金福祉事業団による自主運用分の損益は含まれていない。
(注2) 年度ベースの運用利回りである。
(注3) 1人当たり名目標準報酬月額上昇率は、性・年齢構成の変動による影響を除去していない。

第2-1-14表 2001(平成13)年度以降の運用利回り

(単位:%)

年 度	名目運用利回り			実質運用利回り (対物価上昇率)			実質的な運用利回り (対名目賃金上昇率)					
	合計 (過去10年 平均)	厚生年金	国民年金	合計 (過去10年 平均)	厚生年金	国民年金	合計 (過去10年 平均)	厚生年金	国民年金			
平成13(2001)	1.94	-	1.99	1.29	2.97	-	3.02	2.31	1.55	-	1.60	0.91
14(2002)	0.17	-	0.21	-0.39	0.77	-	0.81	0.21	0.84	-	0.88	0.27
15(2003)	4.90	-	4.91	4.78	5.11	-	5.12	4.99	5.54	-	5.55	5.42
16(2004)	2.73	-	2.73	2.77	2.83	-	2.83	2.87	2.92	-	2.92	2.96
17(2005)	6.83	-	6.82	6.88	6.94	-	6.93	6.99	7.09	-	7.08	7.14
18(2006)	3.10	-	3.10	3.07	2.89	-	2.89	2.86	3.36	-	3.36	3.33
19(2007)	-3.53	-	-3.54	-3.38	-3.91	-	-3.92	-3.76	-3.08	-	-3.09	-2.93
20(2008)	-6.86	-	-6.83	-7.29	-7.87	-	-7.84	-8.30	-6.40	-	-6.37	-6.83
21(2009)	7.54	-	7.54	7.48	9.40	-	9.40	9.34	10.90	-	10.90	10.84
22(2010)	-0.26	(1.57)	-0.26	-0.25	0.14	(1.81)	0.14	0.15	0.18	(2.18)	0.18	0.19
23(2011)	2.17	(1.59)	2.17	2.15	2.27	(1.74)	2.27	2.25	2.25	(2.25)	2.25	2.23
24(2012)	9.56	(2.50)	9.57	9.52	9.89	(2.63)	9.90	9.85	9.91	(3.14)	9.92	9.87
25(2013)	8.23	(2.82)	8.22	8.31	7.26	(2.84)	7.25	7.34	8.38	(3.41)	8.37	8.46
26(2014)	11.62	(3.68)	11.61	11.79	8.47	(3.39)	8.46	8.64	10.45	(4.14)	10.44	10.62
27(2015)	-3.18	(2.67)	-3.14	-3.72	-3.37	(2.35)	-3.34	-3.91	-3.50	(3.06)	-3.46	-4.04
28(2016)	5.32	(2.89)	5.30	5.63	5.43	(2.59)	5.41	5.74	5.37	(3.26)	5.36	5.68
29(2017)	6.51	(3.91)	6.50	6.70	5.77	(3.58)	5.76	5.96	6.24	(4.22)	6.23	6.42
30(2018)	1.42	(4.80)	1.42	1.46	0.71	(4.51)	0.71	0.75	0.62	(4.97)	0.62	0.66
令和元(2019)	-4.96	(3.51)	-4.96	-5.07	-5.43	(3.00)	-5.43	-5.54	-5.53	(3.30)	-5.52	-5.63
2(2020)	23.92	(5.78)	23.90	24.39	24.17	(5.24)	24.14	24.64	24.57	(5.58)	24.54	25.04
3(2021)	5.19	(6.09)	5.19	5.23	5.08	(5.52)	5.08	5.12	4.10	(5.77)	4.10	4.14
4(2022)	1.44	(5.28)	1.44	1.43	-1.71	(4.35)	-1.71	-1.72	0.05	(4.78)	0.05	0.04
5(2023)	21.81	(6.53)	21.81	21.79	18.26	(5.38)	18.26	18.24	19.80	(5.83)	19.80	19.78
平成13(2001) →令和5(2023) (過去23年平均)	4.35	-	4.36	4.30	3.95	-	3.95	3.89	4.35	-	4.36	4.30

(資料) 厚生労働省「令和5年度 厚生年金保険法第79条の9第1項に基づく積立金の管理及び運用の状況に関する報告書」、総務省「消費者物価指数」の年度平均の総合指数の伸び率より作成。

(注1) 運用利回りは運用手数料控除後のものである。

(注2) 名目運用利回りは、平成26年度まではKKR、地共連及び私学事業団で運用される積立金に係る分は含まれていない。

(注3) 実質運用利回り及び実質的な運用利回りは、それぞれ、 $(1 + \text{物価上昇率} \div 100) \div (1 + \text{物価上昇率} \div 100) \times 100 - 100$ 、 $(1 + \text{名目運用利回り} \div 100) \div (1 + \text{名目賃金上昇率} \div 100) \times 100 - 100$ により求めている。ここで、物価上昇率は、消費者物価指数の年度平均伸び率である。また、名目賃金上昇率は、令和3年度以前は性・年齢構成、令和4年度以降は性・年齢・所定労働時間別構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率(共済組合分を含む)であり、年金改定率の算出のもととなるものである。

1. 被保険者の動向

(1) 厚生年金（第1号）

厚生年金の適用事業所数及び被保険者数について、これまでの推移を示したものが第2-2-1表である。平成27(2015)年10月の被用者年金一元化により、それまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金に統一されたが、ここでは対象を厚生年金（第1号）の被保険者に限っている。

適用事業所数は昭和17(1942)年度末には6万事業所であったが、その後、数次の適用拡大があり、昭和30(1955)年度末には26.5万事業所と約4倍に増加した。また、被保険者数も昭和17(1942)年度末には356万人であったが、昭和30(1955)年度末には840万人と倍以上に増加した。1960年代には、適用範囲についての制度上の変更はなかったが、高度経済成長に伴う適用事業所や被用者の増加があり、被保険者数は大幅に増大した。しかし、1970年代には、オイルショックを契機に高度成長から安定成長に向かうという経済情勢の変化があり、適用事業所数、被保険者数ともに伸びが鈍化した。

経済情勢の変化の影響は特に女子の被保険者数の動向にあらわれている。1960年代は経済の高度成長期にあたり、女子の被保険者数の伸びは1.8倍と男子の1.6倍を上回る伸びを示した。しかし、1970年代は、男子については徐々に増加したものの、女子については昭和48(1973)年度をピークとして減少した。女子はその後増減を繰り返し、昭和52(1977)年度から再び増加傾向にあった。さらに、女子の被保険者数は経済成長期に大きく伸び、不況期には減少するという傾向がみられたものの、近年は女性の社会進出に伴い、増加傾向にある。

1980年代には、5人未満事業所への適用拡大があり、被保険者数は着実に増加したものの、平成になってからは、厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、平成9(1997)年度末の3,347万人をピークに、平成15(2003)年度までは減少基調であった。しかし、近年は増加傾向にあり、平成20(2008)年度及び平成21(2009)年度には世界金融危機による減少があったが、以後は毎年上昇している。特に平成26(2014)年度以降の上昇の度合いは高く、令和2(2020)年度、令和3(2021)年度には新型コロナウイルス感染症の流行による上昇傾向の鈍化が見られたが、平成28(2016)年10月及び令和4(2022)年10月の短時間労働者への適用拡大の影響もあり、令和5(2023)年度末の被保険者総数は4,211万人となっている。

第2-2-1表 厚生年金適用事業所数及び被保険者数の推移

(年度末現在)

年 度	適 用 事業所数	船 舶 所有者数	被 保 険 者 数					
			合計	一般男子	女子	坑内員	船員	任意継続
	千	千	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和17 (1942)	60	4	3,557	3,168	0	294	95	・
20 (1945)	91	…	4,411	3,128	1,038	160	84	・
25 (1950)	167	6	6,237	4,323	1,528	262	124	0
30 (1955)	265	8	8,402	5,774	2,220	232	165	10
35 (1960)	399	10	13,457	8,992	3,997	234	216	17
40 (1965)	583	11	18,670	12,269	5,979	147	252	23
45 (1970)	732	11	22,522	14,834	7,313	80	262	33
50 (1975)	855	12	23,893	16,158	7,392	40	245	58
55 (1980)	968	11	25,445	17,181	7,922	33	205	103
60 (1985)	1,030	10	27,234	18,344	8,573	25	166	126
平成 2 (1990)	1,409	9	30,997	20,699	10,132	8	126	32
3 (1991)	1,488	8	31,959	21,258	10,552	8	120	22
4 (1992)	1,536	8	32,493	21,589	10,768	7	114	15
5 (1993)	1,564	8	32,651	21,694	10,829	6	109	12
6 (1994)	1,587	8	32,740	21,773	10,848	5	104	10
7 (1995)	1,606	7	32,808	21,823	10,873	5	99	8
8 (1996)	1,652	7	32,999	21,942	10,955	3	94	5
9 (1997)	1,703	7	33,468	22,361	11,011	3	89	3
10 (1998)	1,691	7	32,957	22,039	10,830	3	82	2
11 (1999)	1,683	7	32,481	21,720	10,680	3	78	1
12 (2000)	1,674	6	32,192	21,508	10,608	3	74	0
13 (2001)	1,651	6	31,576	21,087	10,419	1	69	-
14 (2002)	1,629	6	32,144	21,414	10,663	1	66	-
15 (2003)	1,618	6	32,121	21,305	10,753	1	63	-
16 (2004)	1,626	6	32,491	21,442	10,987	1	61	-
17 (2005)	1,643	5	33,022	21,679	11,282	1	60	-
18 (2006)	1,676	5	33,794	22,079	11,655	1	59	-
19 (2007)	1,710	5	34,570	22,485	12,026	1	58	-
20 (2008)	1,734	5	34,445	22,319	12,068	1	57	-
21 (2009)	1,749	5	34,248	22,137	12,055	1	56	-
22 (2010)	1,744	5	34,411	22,186	12,170	1	54	-
23 (2011)	1,740	5	34,515	22,188	12,273	1	53	-
24 (2012)	1,754	5	34,717	22,226	12,439	1	53	-
25 (2013)	1,796	4	35,273	22,513	12,707	1	52	-
26 (2014)	1,863	4	35,985	22,876	13,057	1	52	-
27 (2015)	1,970	4	36,864	23,323	13,488	1	52	-
28 (2016)	2,105	4	38,218	23,927	14,238	1	52	-
29 (2017)	2,223	4	39,112	24,364	14,695	1	52	-
30 (2018)	2,333	4	39,806	24,637	15,117	1	52	-
令和 元 (2019)	2,432	4	40,374	24,825	15,498	0	52	-
2 (2020)	2,505	4	40,472	24,735	15,685	0	51	-
3 (2021)	2,594	4	40,645	24,693	15,901	0	50	-
4 (2022)	2,684	4	41,569	24,932	16,587	0	50	-
5 (2023)	2,787	4	42,109	25,071	16,987	0	51	-

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

- (注) 1 第1号厚生年金被保険者のみである。
 2 平成9(1997)年度以降の被保険者数は、旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、旧日本電信電話共済組合の旧3公社共済組合適用の被保険者を含む。
 3 平成14(2002)年度以降の被保険者数は、旧農林漁業団体職員共済組合適用の被保険者を含む。
 4 任意継続被保険者制度は、昭和60年の制度改正時に原則として廃止され、それ以降は経過的に存続。

被保険者のうち、坑内員については、昭和 25(1950)年度は 26 万人となっていたが、その後は減少の一途をたどり、令和 5 (2023)年度末には千人未満となっている。また、船員である被保険者数は、昭和 45(1970)年度の 26 万人をピークとして減少し、令和 5 (2023)年度末には 5.1 万人とピーク時の 5 分の 1 程度となっている。

第 2 - 2 - 2 表は厚生年金被保険者の平均年齢の推移を示したものである。なお、平成 15(2003)年度以降は全数統計であるが、平成 14(2002)年度までは厚生年金の被保険者を抽出率 100 分の 1 (平成 2 (1990)年度までは 500 分の 1) で抽出し、その標本の平均年齢を算出したものである。平均年齢は昭和 40 年代には年当たり 0.5 歳程度上昇していたが、その後上昇の度合いは緩やかとなり、令和 5 (2023)年度末の平均年齢は男子で 45.4 歳、女子で 43.8 歳となっている。なお、平成 14(2002)年度に平均年齢が大きく上昇しているが、これは厚生年金保険の加入可能年齢が 65 歳から 70 歳まで引き上げられた影響によるものである。

第 2 - 2 - 3 表は、厚生年金の平均標準報酬月額推移を示したものである。厚生年金の保険料や年金給付は、基本的に被保険者の報酬額に応じて決定されるが、被保険者が実際に受ける報酬をそのまま算定基礎として用いず、報酬をいくつかの階級に分けて、その階級に代表的な報酬額 (標準報酬) を与え、それを算定基礎として用いる報酬とすることとしている。基本的に、4 月から 6 月 (平成 14(2002)年度までは 5 月から 7 月) の 3 か月間の報酬月額(ボーナスは含まない) の平均を基に標準報酬月額を決定し、その年の 9 月 (平成 14(2002)年度までは 10 月) から翌年に改定されるまで適用される。

第2-2-2表 厚生年金被保険者の平均年齢

(単位：歳)

年 度	合 計	一般男子	女 子
昭和 4 0 (1965)	32.6	34.0	29.6
4 5 (1970)	34.9	36.1	32.4
5 0 (1975)	37.3	38.0	35.7
5 5 (1980)	38.5	39.3	36.7
6 0 (1985)	39.2	40.1	37.3
平成 2 (1990)	39.0	40.0	37.0
3 (1991)	39.2	40.2	37.2
4 (1992)	39.4	40.3	37.3
5 (1993)	39.5	40.5	37.5
6 (1994)	39.7	40.6	37.9
7 (1995)	39.9	40.7	38.2
8 (1996)	40.1	40.9	38.5
9 (1997)	40.2	41.1	38.6
1 0 (1998)	40.4	41.2	38.8
1 1 (1999)	40.5	41.3	38.9
1 2 (2000)	40.6	41.4	39.0
1 3 (2001)	40.7	41.5	39.0
1 4 (2002)	41.3	42.1	39.6
1 5 (2003)	41.4	42.2	39.6
1 6 (2004)	41.5	42.3	39.7
1 7 (2005)	41.6	42.4	39.8
1 8 (2006)	41.6	42.5	40.0
1 9 (2007)	41.8	42.6	40.1
2 0 (2008)	42.0	42.8	40.4
2 1 (2009)	42.1	42.9	40.6
2 2 (2010)	42.3	43.1	40.8
2 3 (2011)	42.5	43.3	41.0
2 4 (2012)	42.7	43.4	41.2
2 5 (2013)	42.8	43.6	41.4
2 6 (2014)	43.0	43.8	41.7
2 7 (2015)	43.2	44.0	41.9
2 8 (2016)	43.5	44.2	42.2
2 9 (2017)	43.6	44.4	42.4
3 0 (2018)	43.8	44.5	42.6
令和 元 (2019)	44.0	44.7	42.8
2 (2020)	44.1	44.9	43.0
3 (2021)	44.4	45.1	43.3
4 (2022)	44.6	45.3	43.6
5 (2023)	44.8	45.4	43.8

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）
 (注) 第1号厚生年金被保険者のみである。

第2-2-3表 厚生年金の標準報酬月額の平均の推移

(単位：円)

年度	合計	一般男子	女子	坑内員	船員
昭和30(1955)	11,884	13,391	7,530	16,040	・
35(1960)	16,690	19,660	9,516	25,098	・
40(1965)	29,342	34,670	18,178	38,751	・
45(1970)	54,806	64,823	34,306	71,149	・
48(1973)	89,439	105,747	55,439	111,694	・
50(1975)	122,552	141,376	81,166	167,383	・
55(1980)	188,263	220,444	119,082	248,016	・
60(1985)	231,161	270,435	148,177	303,757	・
平成2(1990)	273,684	318,682	181,493	342,224	318,666
3(1991)	284,362	330,566	190,914	354,887	333,511
4(1992)	291,145	337,142	198,458	365,433	345,673
5(1993)	295,125	340,798	203,125	374,234	353,246
6(1994)	303,611	351,140	207,696	390,047	363,927
7(1995)	307,530	355,607	210,526	396,997	367,371
8(1996)	311,344	359,836	213,720	404,524	371,453
9(1997)	316,881	365,532	217,624	406,838	373,917
10(1998)	316,186	363,777	218,915	406,776	371,121
11(1999)	315,353	361,901	220,278	370,827	370,737
12(2000)	318,688	365,917	222,587	369,175	366,382
13(2001)	318,679	365,143	224,311	376,364	366,802
14(2002)	314,489	359,249	224,292	392,061	362,128
15(2003)	313,893	358,875	224,394	378,782	377,137
16(2004)	313,679	358,607	225,663	371,176	373,815
17(2005)	313,204	358,118	226,582	363,271	371,635
18(2006)	312,703	357,549	227,439	352,678	373,141
19(2007)	312,258	356,597	229,030	356,494	379,729
20(2008)	312,813	356,898	230,952	350,544	381,751
21(2009)	304,173	345,077	228,710	346,295	379,114
22(2010)	305,715	347,136	229,876	350,533	378,467
23(2011)	304,589	345,623	230,085	348,305	377,725
24(2012)	306,131	347,421	232,046	346,458	378,687
25(2013)	306,282	347,194	233,482	342,763	382,649
26(2014)	308,382	349,654	235,763	341,407	385,514
27(2015)	308,938	350,017	237,574	340,279	393,533
28(2016)	308,133	349,991	237,462	342,756	396,995
29(2017)	309,994	351,857	240,264	347,976	400,312
30(2018)	312,678	354,863	243,623	354,816	400,766
令和元(2019)	314,798	357,127	246,693	368,679	404,423
2(2020)	313,099	355,113	246,518	363,829	412,695
3(2021)	318,593	361,448	251,727	371,410	417,641
4(2022)	320,919	364,503	255,093	375,670	423,641
5(2023)	326,159	370,279	260,712	391,414	435,797

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

(注) 1 第1号厚生年金被保険者のみである。

2 年度末値である。

3 昭和50年以前の合計については、任意継続被保険者を除いた平均である。

(2) 国民年金

国民年金の被保険者数のこれまでの推移について示したものが、第2-2-4表及び第2-2-5表である。

国民年金における強制適用の被保険者数は、制度発足当時の昭和36(1961)年度末には1,577万人であったが、その後少しずつ増加し、昭和53(1978)年度末には2,019万人となった。しかし、その後は減少し、昭和60(1985)年度末には1,764万人となった。昭和45(1970)年度末までの被保険者数の増加については、制度発足当初の適用対象が50歳未満であったため、昭和45(1970)年度末までは60歳到達による資格喪失が発生しなかったということによるところが大きい。その後、労働力人口が増加しているにもかかわらず、強制適用の被保険者数の増加幅が小さく、昭和50(1975)年度からは減少しているのは、産業構造や就業構造の変化や厚生年金の適用拡大によるものであると考えられる。

一方、任意加入の被保険者数については昭和55(1980)年度までは着実に増加を続けていたものの、昭和56(1981)年度からは減少している。

昭和61(1986)年度から基礎年金制度が施行され、国民年金の被保険者の構成は大きく変わった。自営業者等からなる従来の強制適用の被保険者は第1号被保険者となったが、その際、それまで任意加入対象者となっていた20歳以上60歳未満の被用者年金の障害年金受給権者や老齢年金の受給資格期間を満たしている者などが新たに第1号被保険者として強制適用されることとなったため、昭和61(1986)年度末における第1号被保険者数(任意加入被保険者56万人を除く。)は、昭和60(1985)年度末における強制適用の被保険者数に比べて130万人程度多くなっている。また、従来、任意加入の被保険者の大部分を占めていた被用者年金制度における被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者となったが、それまで任意加入していなかった者も第3号被保険者として届出を行ったため、昭和61(1986)年度末における第3号被保険者数は、昭和60(1985)年度末における任意加入の被保険者数に比べて350万人程度多くなっている。

さらに、被用者年金制度の被保険者も国民年金の第2号被保険者となり、昭和61(1986)年度末において国民年金の被保険者数は6,332万人となった。

国民年金の被保険者数は、基礎年金制度創設後しばらくの間、第1号被保険者は減少傾向、第2号被保険者及び第3号被保険者は増加傾向であった。しかし、2000年代半ばまではこの傾向が逆転し、厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、第2号被保険者が減少し、第1号被保険者が増加した。近年は再びこの傾向が逆転し、第1号被保険者は減少傾向、第2号被保険者は増加傾向となっている。第3号被保険者については、女性の社会進出に伴い、平成7(1995)年度末をピークに減少してきている。被保険者数の合計については、20~59歳の国民は全て国民年金の被保険者となる仕組みであることから、現役世代の人口の推移に連

動しており、平成 11(1999)年度末までは増加してきたが、その後、緩やかな減少に転じており、今後は、少子化の影響を受け、減少傾向が続くものと見込まれる。

第 2 - 2 - 4 表 国民年金被保険者数の推移 (1985(昭和 60)年度まで)

(年度末現在、単位：千人)

年度	合計			男子			女子		
	計	強制	任意	計	強制	任意	計	強制	任意
昭和 3 6 (1961)	18,241	15,773	2,468	7,619	7,097	521	10,622	8,675	1,947
4 0 (1965)	20,016	17,184	2,832	8,022	7,526	496	11,994	9,658	2,335
4 5 (1970)	24,337	19,508	4,829	9,294	8,487	807	15,043	11,021	4,022
5 0 (1975)	25,884	20,038	5,845	9,185	8,907	278	16,699	11,132	5,567
5 5 (1980)	27,596	19,733	7,863	9,381	9,030	352	18,215	10,703	7,511
6 0 (1985)	25,091	17,639	7,452	8,920	8,522	397	16,171	9,116	7,054

資料：社会保険庁「事業年報」

第 2 - 2 - 5 表 公的年金被保険者数の推移 (1986(昭和 61)年度以降)

(年度末現在、単位：千人)

年度	合計				男子				女子			
	計	第 1 号	被用者	第 3 号	計	第 1 号	被用者	第 3 号	計	第 1 号	被用者	第 3 号
昭和 6 1 (1986)	63,317	19,514	32,875	10,929	31,745	9,152	22,563	30	31,572	10,362	10,312	10,898
平成 2 (1990)	66,313	17,579	36,778	11,956	33,187	8,244	24,902	42	33,126	9,335	11,876	11,915
3 (1991)	68,352	18,536	37,766	12,050	34,388	8,894	25,451	42	33,964	9,642	12,315	12,008
4 (1992)	68,941	18,508	38,321	12,112	34,727	8,914	25,769	43	34,215	9,593	12,552	12,069
5 (1993)	69,276	18,614	38,499	12,163	34,887	8,982	25,860	44	34,389	9,632	12,638	12,119
6 (1994)	69,548	18,761	38,592	12,195	35,028	9,060	25,923	46	34,520	9,702	12,669	12,149
7 (1995)	69,952	19,104	38,648	12,201	35,224	9,236	25,947	41	34,728	9,868	12,701	12,160
8 (1996)	70,195	19,356	38,824	12,015	35,439	9,361	26,038	39	34,756	9,994	12,786	11,976
9 (1997)	70,344	19,589	38,807	11,949	35,559	9,507	26,013	40	34,785	10,082	12,794	11,909
1 0 (1998)	70,502	20,426	38,258	11,818	35,664	9,972	25,648	43	34,838	10,453	12,610	11,775
1 1 (1999)	70,616	21,175	37,755	11,686	35,733	10,388	25,298	48	34,883	10,787	12,457	11,639
1 2 (2000)	70,491	21,537	37,423	11,531	35,714	10,614	25,048	52	34,777	10,923	12,375	11,479
1 3 (2001)	70,168	22,074	36,760	11,334	35,575	10,932	24,586	57	34,592	11,141	12,175	11,277
1 4 (2002)	70,460	22,368	36,856	11,236	35,839	11,156	24,612	70	34,621	11,212	12,244	11,166
1 5 (2003)	70,292	22,400	36,798	11,094	35,763	11,217	24,467	80	34,528	11,183	12,331	11,014
1 6 (2004)	70,293	22,170	37,130	10,993	35,790	11,133	24,569	88	34,503	11,036	12,561	10,905
1 7 (2005)	70,447	21,903	37,621	10,922	35,877	11,010	24,772	96	34,570	10,893	12,850	10,827
1 8 (2006)	70,383	21,230	38,363	10,789	35,936	10,696	25,141	99	34,447	10,535	13,222	10,690
1 9 (2007)	70,066	20,354	39,084	10,628	35,885	10,292	25,493	100	34,180	10,062	13,591	10,528
2 0 (2008)	69,358	20,007	38,916	10,436	35,557	10,170	25,283	104	33,801	9,837	13,632	10,333
2 1 (2009)	68,738	19,851	38,677	10,209	35,301	10,135	25,055	110	33,437	9,716	13,622	10,099
2 2 (2010)	68,258	19,382	38,829	10,046	35,110	9,915	25,081	114	33,147	9,467	13,748	9,932
2 3 (2011)	67,747	19,044	38,924	9,778	34,899	9,730	25,057	111	32,848	9,314	13,867	9,667
2 4 (2012)	67,356	18,637	39,116	9,602	34,746	9,563	25,071	112	32,610	9,075	14,045	9,490
2 5 (2013)	67,175	18,054	39,667	9,454	34,724	9,275	25,338	111	32,451	8,779	14,329	9,343
2 6 (2014)	67,134	17,420	40,395	9,319	34,766	8,962	25,694	109	32,368	8,458	14,700	9,210
2 7 (2015)	67,119	16,679	41,289	9,151	34,830	8,590	26,131	108	32,290	8,089	15,158	9,043
2 8 (2016)	67,309	15,754	42,665	8,890	35,000	8,165	26,726	109	32,309	7,589	15,938	8,781
2 9 (2017)	67,335	15,052	43,581	8,701	35,060	7,793	27,158	110	32,275	7,259	16,424	8,592
3 0 (2018)	67,462	14,711	44,284	8,467	35,163	7,638	27,414	112	32,299	7,073	16,870	8,356
令和 元 (2019)	67,616	14,533	44,879	8,203	35,279	7,568	27,596	114	32,337	6,965	17,283	8,089
2 (2020)	67,558	14,495	45,134	7,930	35,244	7,580	27,547	118	32,314	6,914	17,587	7,812
3 (2021)	67,293	14,312	45,354	7,627	35,110	7,496	27,495	118	32,183	6,816	17,859	7,508
4 (2022)	67,438	14,047	46,179	7,212	35,201	7,405	27,672	123	32,237	6,642	18,507	7,088
5 (2023)	67,445	13,871	46,718	6,856	35,229	7,307	27,793	129	32,217	6,564	18,925	6,728

資料：厚生労働省「事業年報」(平成19年度までは社会保険庁「事業年報」)

(注) 第 1 号被保険者数には任意加入被保険者数を含む。

2. 年金受給権者数及び年金額の動向

(1) 厚生年金（第1号）

厚生年金における年金受給権者数及びその年金額について、これまでの推移を示したものが第2-2-6表及び第2-2-7表である。

年金受給権者の総数は、老齢年金の受給資格期間を満たすものが出始めた昭和30(1955)年度末には19万人に過ぎなかったが、その後急速に増加し、令和5(2023)年度末には3,767万人となっている。このうち、老齢年金の受給権者数は、昭和30(1955)年度以降、急速に全受給権者数に占める割合が高まっていき、1960年代後半には遺族年金の受給権者数を上回った。令和5(2023)年度末における老齢年金の受給権者数（老齢相当）は1,605万人であり、通算老齢相当の受給権者を除く全受給権者の約7割を占めている。

第2-2-8表は、厚生年金における老齢年金の受給権者数及び平均年金月額推移を示したものである。平均年金月額は、昭和48(1973)年度には3.8万円であったが、令和5(2023)年度には約4倍の14.6万円（65歳以上の本来支給分は15.0万円）となっている。これは、現役世代の賃金の上昇に応じて年金額が改定されてきたこと及び制度の成熟化により受給者の平均加入期間が伸びたことを反映している。なお、平成13(2001)年度以降は、定額部分の支給開始年齢の引上げ及び給付乗率の逡減等の影響により、平均年金額は低下し、また、年金額改定率も令和4(2022)年度までは概ね0%程度であり、平均年金額は14.5万円程度で推移していた。令和5年度では、実質賃金がプラスとなり、物価上昇率も大きかったため、2%近いプラス改定が行われている。

なお、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化により、それまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金に統一されたが、ここでは対象を厚生年金（第1号）の受給権者に限っている。

第2-2-6表 厚生年金受給権者及び一時金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	年金受給権者数						一時金受給者
	合計	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族	通算遺族	
昭和17 (1942)	-	.	.	-	-	.	-
20 (1945)	-	.	.	-	-	.	-
25 (1950)	65	-	.	10	55	.	92
30 (1955)	185	4	.	61	120	.	207
35 (1960)	328	44	.	87	198	.	251
40 (1965)	602	203	10	79	311	.	272
45 (1970)	1,235	534	91	102	507	.	187
50 (1975)	2,449	1,056	479	139	775	.	46
55 (1980)	4,773	2,063	1,359	206	1,090	55	4
60 (1985)	7,384	3,342	2,082	272	1,521	168	4
平成2 (1990)	10,519	4,760	3,173	327	2,260		5
3 (1991)	11,092	4,993	3,389	336	2,375		5
4 (1992)	11,803	5,293	3,666	344	2,500		6
5 (1993)	12,535	5,598	3,960	353	2,625		9
6 (1994)	13,273	5,921	4,244	363	2,746		10
7 (1995)	14,448	6,592	4,603	372	2,881		17
8 (1996)	15,239	6,933	4,920	380	3,006		20
9 (1997)	16,813	7,822	5,299	393	3,299		24
10 (1998)	17,679	8,217	5,625	404	3,433		26
11 (1999)	18,571	8,580	5,975	415	3,601		29
12 (2000)	19,529	9,014	6,352	425	3,737		31
13 (2001)	20,559	9,486	6,764	436	3,873		30
14 (2002)	21,980	10,145	7,299	452	4,084		30
15 (2003)	23,148	10,690	7,770	463	4,225		33
16 (2004)	24,233	11,167	8,225	476	4,365		32
17 (2005)	25,110	11,523	8,591	487	4,509		30
18 (2006)	26,155	11,984	9,031	497	4,644		35
19 (2007)	27,502	12,596	9,627	507	4,772		40
20 (2008)	29,072	13,236	10,412	516	4,908		52
21 (2009)	30,581	13,854	11,180	524	5,022		67
22 (2010)	31,982	14,413	11,856	541	5,171		83
23 (2011)	33,034	14,840	12,352	553	5,290		79
24 (2012)	34,053	15,233	12,862	564	5,393		49
25 (2013)	34,555	15,230	13,258	573	5,493		57
26 (2014)	35,258	15,422	13,662	584	5,590		74
27 (2015)	35,999	15,684	14,042	594	5,678		64
28 (2016)	36,257	15,688	14,202	605	5,762		59
29 (2017)	37,179	15,900	14,832	616	5,832		68
30 (2018)	37,347	16,087	14,723	629	5,907		81
令和元 (2019)	37,355	15,987	14,754	643	5,970		104
2 (2020)	37,684	16,100	14,901	659	6,024		83
3 (2021)	37,685	16,180	14,740	677	6,087		96
4 (2022)	37,488	15,997	14,660	695	6,137		111
5 (2023)	37,671	16,055	14,725	717	6,174		115

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

(注) 1 昭和40(1965)年度以前は受給者である。昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当（被保険者期間25年以上、経過的に20～24年及び中高年齢特例を含む）の受給権者である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の受給権者数である。

2 平成27(2015)年度以降は厚生年金保険（第1号）の受給権者である。

第2-2-7表 厚生年金年金額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	受給権者の年金額					
	合計	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族	通算遺族
昭和17 (1942)	-	・	・	-	-	・
20 (1945)	-	・	・	-	-	・
25 (1950)	9	-	・	2	7	・
30 (1955)	49	2	・	20	27	・
35 (1960)	95	19	・	29	47	・
40 (1965)	455	188	4	62	202	・
45 (1970)	1,624	922	62	134	506	・
50 (1975)	11,563	7,096	1,049	693	2,726	・
55 (1980)	37,955	25,091	4,132	1,745	6,891	96
60 (1985)	70,194	48,921	6,924	2,751	11,264	335
平成 2 (1990)	113,607	81,083	11,355	3,279	17,890	
3 (1991)	121,221	86,286	12,089	3,386	19,461	
4 (1992)	130,666	92,846	13,045	3,501	21,274	
5 (1993)	141,936	101,432	14,106	3,571	22,826	
6 (1994)	155,771	111,317	15,415	3,773	25,266	
7 (1995)	170,291	123,249	16,389	3,820	26,833	
8 (1996)	176,736	127,735	17,033	3,826	28,141	
9 (1997)	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	
10 (1998)	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	
11 (1999)	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	
12 (2000)	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	
13 (2001)	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	
14 (2002)	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	
15 (2003)	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872	
16 (2004)	249,103	178,722	22,886	4,263	43,231	
17 (2005)	253,435	181,326	23,071	4,297	44,740	
18 (2006)	256,032	182,849	22,903	4,311	45,970	
19 (2007)	258,382	183,441	23,271	4,342	47,327	
20 (2008)	264,550	187,323	24,176	4,365	48,687	
21 (2009)	270,481	191,674	24,571	4,384	49,851	
22 (2010)	274,359	193,121	25,399	4,464	51,376	
23 (2011)	278,741	195,962	25,995	4,488	52,296	
24 (2012)	279,061	195,817	25,703	4,505	53,035	
25 (2013)	269,809	186,575	25,430	4,472	53,332	
26 (2014)	268,547	184,810	25,559	4,463	53,717	
27 (2015)	270,460	185,463	25,546	4,527	54,923	
28 (2016)	268,132	182,442	25,615	4,552	55,523	
29 (2017)	268,863	181,658	26,691	4,572	55,941	
30 (2018)	267,035	180,125	25,854	4,617	56,439	
令和 元 (2019)	264,361	176,993	25,847	4,672	56,849	
2 (2020)	264,886	176,759	26,186	4,745	57,196	
3 (2021)	264,180	175,942	25,966	4,817	57,455	
4 (2022)	259,858	171,912	25,704	4,862	57,380	
5 (2023)	264,222	174,272	26,399	5,059	58,492	

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

- (注) 1 昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当（被保険者期間25年以上、経過的に20～24年及び中高齢特例を含む）の者の年金額である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の者の年金額である。
- 2 平成2(1990)年度以前は基金の代行部分を含まない。
- 3 平成27(2015)年度以降は厚生年金保険（第1号）の受給権者である。

第2-2-8表 厚生年金老齢年金受給権者数及び平均年金月額推移

(年度末現在)

年度	受給権者数 千人	平均年金月額 千円		指数
昭和48 (1973)	794	38		100
50 (1975)	1,056	56		146
55 (1980)	2,063	101		263
60 (1985)	3,342	122		317
平成2 (1990)	4,760	146		378
3 (1991)	4,993	151		391
4 (1992)	5,293	156		405
5 (1993)	5,598	159		414
6 (1994)	5,921	168		437
7 (1995)	6,592	170		441
8 (1996)	6,933	170		442
9 (1997)	7,822	172		447
10 (1998)	8,217	175		454
11 (1999)	8,580	176	(再掲) 65歳以上 本来支給分	458 (再掲) 65歳以上 本来支給分
12 (2000)	9,014	176		457
13 (2001)	9,486	173	182	449 474
14 (2002)	10,145	172	180	446 468
15 (2003)	10,690	169	177	440 461
16 (2004)	11,167	165	175	429 455
17 (2005)	11,523	165	174	428 451
18 (2006)	11,984	162	172	422 446
19 (2007)	12,596	158	170	410 443
20 (2008)	13,236	155	169	404 440
21 (2009)	13,854	153	168	398 437
22 (2010)	14,413	150	167	390 435
23 (2011)	14,840	149	165	388 429
24 (2012)	15,233	148	163	386 423
25 (2013)	15,230	146	159	378 414
26 (2014)	15,422	145	157	376 407
27 (2015)	15,684	145	156	377 406
28 (2016)	15,688	146	155	378 402
29 (2017)	15,900	145	153	376 398
30 (2018)	16,087	144	152	373 395
令和元 (2019)	15,987	144	151	375 392
2 (2020)	16,100	144	150	375 391
3 (2021)	16,180	144	150	374 388
4 (2022)	15,997	144	148	374 385
5 (2023)	16,055	146	150	380 391

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）、
社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告」。

- (注) 1 旧法厚生年金老齢年金、旧法船員保険老齢年金、新法老齢厚生年金（老齢相当）、
新法老齢基礎年金をあわせたものである。
2 昭和63(1988)年度以前は基金の代行部分は含まない。
3 65歳以上本来支給分は、新法分のみ平均額であり、平成14年度から平成24年度における
旧農林共済に係る老齢基礎年金額は推計値である。
4 平成27(2015)年度以降は厚生年金保険（第1号）の受給権者である。

(2) 国民年金

国民年金における年金種別毎の受給権者数及び年金額について、これまでの推移を示したものが第2-2-9表及び第2-2-10表である。

ここでは、昭和60(1985)年改正前の法律(以下「旧法」という。改正後の法律は「新法」という。)による受給権者と新法による受給権者を合計して表示しており、旧法の老齢年金と新法の老齢基礎年金(受給資格期間25年以上)の合計を「老齢年金」、旧法の障害年金と新法の障害基礎年金の合計を「障害年金」、旧法の母子、準母子、遺児年金と新法の遺族基礎年金の合計を「遺族年金」と区分している。なお、「通算老齢」は旧法の通算老齢年金と新法の老齢基礎年金(受給資格期間25年未満)の合計であり、「寡婦」は旧法及び新法の寡婦年金の合計である。

以下、第2-2-9表に示した受給権者数の推移をみることとする。

昭和45(1970)年度末までは年金受給権者の全員が支給要件として長期間の保険料納付を要しない障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金の受給権者であった。老齢年金及び通算老齢年金は、受給権を得るのに原則として25年間の保険料納付済期間もしくは免除期間または通算年金通則法上の通算対象期間が必要とされているが、制度発足時に一定年齢以上であった者については、その年齢に応じて資格期間が10年から24年までに短縮されている。これらの年金については、昭和46(1971)年度に初めて受給権者が発生して以後、被保険者であった者が順次支給開始年齢に到達するにしたがって受給権者数が増加してきている。

昭和61(1986)年度以降については、新法基礎年金による給付を含むものを表示しており、被用者年金の被保険者であった期間に対応して給付される基礎年金も計上されている。老齢年金について平成3(1991)年度以降の伸びが大きくなっているのは、新法老齢厚生年金受給者等の老齢基礎年金受給が平成3(1991)年度に本格的に始まったことによる。また、通算老齢について平成29(2017)年度に増加しているのは、平成29(2017)年8月より老齢年金を受け取るための必要な資格期間が25年から10年に短縮したことに伴い、受給資格期間が25年未満の老齢年金受給権者を含めているためである。さらに、昭和61(1986)年度に障害年金の受給権者数が大幅に増加しているのは、旧法の障害福祉年金が20歳前障害に係る障害基礎年金に相当するものとして障害基礎年金に裁定替えされたためである。

第2-2-9表 国民年金受給権者数及び一時金受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	年金受給権者数						死亡一時金
	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	
昭和36(1961)
40(1965)	70	.	.	4	66	.	35
45(1970)	177	.	.	48	129	.	61
50(1975)	3,119	2,731	88	134	136	31	59
55(1980)	6,256	5,324	515	237	131	49	51
60(1985)	8,837	6,846	1,500	321	117	52	46
平成2(1990)	11,362	7,726	2,158	1,173	251	55	45
3(1991)	12,028	8,330	2,184	1,199	259	56	46
4(1992)	12,759	9,039	2,172	1,225	266	57	47
5(1993)	13,559	9,822	2,157	1,252	271	58	48
6(1994)	14,312	10,568	2,134	1,278	273	58	47
7(1995)	15,152	11,400	2,109	1,309	276	58	48
8(1996)	16,010	12,276	2,063	1,338	274	58	47
9(1997)	16,987	13,276	2,011	1,370	274	57	47
10(1998)	17,871	14,186	1,952	1,402	275	56	48
11(1999)	18,795	15,090	1,890	1,437	321	56	47
12(2000)	19,737	16,061	1,829	1,473	320	54	46
13(2001)	20,669	17,030	1,764	1,508	315	52	44
14(2002)	21,653	18,053	1,697	1,543	309	50	42
15(2003)	22,544	18,985	1,625	1,580	304	49	42
16(2004)	23,431	19,915	1,552	1,619	298	48	42
17(2005)	24,393	20,929	1,474	1,655	290	45	42
18(2006)	25,420	22,007	1,396	1,692	282	43	40
19(2007)	26,387	23,031	1,317	1,726	273	41	38
20(2008)	27,433	24,111	1,254	1,763	266	39	39
21(2009)	28,286	25,015	1,178	1,799	258	37	34
22(2010)	28,857	25,642	1,086	1,839	254	37	40
23(2011)	29,649	26,504	991	1,870	250	35	38
24(2012)	30,853	27,782	895	1,902	243	31	33
25(2013)	31,964	28,968	802	1,931	235	28	31
26(2014)	32,997	30,069	712	1,959	232	25	28
27(2015)	33,832	30,964	625	1,991	229	22	27
28(2016)	34,470	31,657	542	2,025	227	20	25
29(2017)	35,469	32,247	927	2,056	221	18	23
30(2018)	35,933	32,664	945	2,088	218	17	20
令和元(2019)	36,287	32,992	944	2,121	214	16	19
2(2020)	36,604	33,282	938	2,158	211	15	19
3(2021)	36,791	33,429	934	2,204	209	15	18
4(2022)	36,818	33,416	935	2,245	208	14	18
5(2023)	36,910	33,456	941	2,292	207	14	18

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

(注) 平成29(2017)年度以降については、通算老齢に受給資格期間が25年未満である老齢年金受給権者を含めている。

第2-2-10表 国民年金年金額及び一時金額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	受給権者の年金額						死亡一時金
	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	
昭和36(1961)
40(1965)	16	.	.	1	15	.	2
45(1970)	174	.	.	54	120	.	5
50(1975)	5,710	4,624	72	528	462	24	10
55(1980)	17,023	14,310	454	1,359	832	68	12
60(1985)	27,954	22,838	2,023	2,150	833	110	12
平成2(1990)	45,028	29,891	3,786	9,385	1,734	231	48
3(1991)	50,547	34,647	3,988	9,846	1,819	247	49
4(1992)	57,093	40,454	4,105	10,358	1,912	263	51
5(1993)	63,519	46,398	4,156	10,724	1,969	273	52
6(1994)	72,821	54,533	4,363	11,543	2,091	290	56
7(1995)	79,731	61,091	4,361	11,866	2,122	292	73
8(1996)	86,324	67,546	4,281	12,097	2,110	289	72
9(1997)	93,767	74,846	4,185	12,344	2,108	284	72
10(1998)	102,532	83,123	4,151	12,821	2,154	282	73
11(1999)	110,700	90,629	4,059	13,216	2,517	278	72
12(2000)	118,360	98,136	3,945	13,505	2,508	267	70
13(2001)	125,830	105,494	3,821	13,782	2,477	256	67
14(2002)	133,598	113,159	3,692	14,064	2,439	244	64
15(2003)	139,433	119,062	3,522	14,236	2,379	234	63
16(2004)	145,923	125,497	3,368	14,507	2,327	225	63
17(2005)	153,501	133,014	3,216	14,788	2,271	212	63
18(2006)	161,000	140,499	3,054	15,045	2,203	198	59
19(2007)	168,545	148,004	2,895	15,323	2,136	188	56
20(2008)	176,689	156,055	2,749	15,628	2,080	177	56
21(2009)	183,568	162,870	2,589	15,922	2,018	169	49
22(2010)	188,595	167,785	2,401	16,254	1,988	167	57
23(2011)	194,491	173,695	2,197	16,497	1,945	158	57
24(2012)	203,362	182,635	1,993	16,703	1,888	143	48
25(2013)	210,072	189,603	1,779	16,752	1,811	126	52
26(2014)	216,663	196,342	1,578	16,853	1,778	112	41
27(2015)	225,500	204,948	1,407	17,264	1,780	101	38
28(2016)	230,966	210,352	1,227	17,533	1,763	90	35
29(2017)	236,514	214,839	2,124	17,753	1,718	81	33
30(2018)	240,297	218,361	2,162	18,002	1,698	75	29
令和元(2019)	243,670	221,494	2,167	18,269	1,671	69	27
2(2020)	247,137	224,660	2,170	18,595	1,648	64	27
3(2021)	248,936	226,120	2,175	18,947	1,633	60	26
4(2022)	248,889	225,819	2,187	19,205	1,622	56	26
5(2023)	255,146	231,181	2,268	19,993	1,703	54	26

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

(注)平成29(2017)年度以降については、通算老齢に受給資格期間が25年未満である老齢年金受給権者を含めている。

3. 被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の動向

年金制度は、基本的に保険料の拠出に対応して年金給付が行われ、また、資格期間があること等から、制度発足からの時間の経過とともに老齢年金等の受給権者数が増加し、さらに、年金給付額が増加していくこととなる。このように、時間の経過とともに老齢年金受給権者及び年金給付額が増加していく様を「年金制度が成熟していく」と称することが多い。このうち、受給権者数に着目した成熟度合いを示す指標として、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率がよく用いられる。

(1) 厚生年金（第1号）

厚生年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率のこれまでの推移を示したものが第2-2-11表である。厚生年金では、国民年金で5年年金、10年年金を導入されたような早期成熟化政策がとられなかったこと等から老齢年金受給権者数の増加は比較的緩やかである。また、適用拡大により被保険者数が増加してきたこともあり、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の上昇も平成になるまでは比較的緩やかであった。しかし、平成に入って以降、この比率は少子高齢化の影響が顕著に表れて急速に上昇し、ピークとなる平成24(2012)年度末には43.9%となった。以降、女性や高齢者の労働参加の進展や短時間労働者への適用拡大等による被保険者数の増加や報酬比例部分の支給開始年齢引上げによりこの比率は下降し、令和5(2023)年度末には38.1%となっている。

第2-2-11表 厚生年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の推移

年度	被保険者数 ①	老齢年金 受給権者数 (老齢相当) ②	②/①	(年度末現在)
				(参考) ①/②
	千人	千人	(%)	
昭和 30 (1955)	8,402	4	0.0	2100.5
35 (1960)	13,457	44	0.3	305.8
40 (1965)	18,670	203	1.1	92.0
45 (1970)	22,522	534	2.4	42.2
50 (1975)	23,893	1,056	4.4	22.6
55 (1980)	25,445	2,063	8.1	12.3
60 (1985)	27,234	3,342	12.3	8.1
平成 2 (1990)	30,997	4,760	15.4	6.5
3 (1991)	31,959	4,993	15.6	6.4
4 (1992)	32,493	5,293	16.3	6.1
5 (1993)	32,651	5,598	17.1	5.8
6 (1994)	32,740	5,921	18.1	5.5
7 (1995)	32,808	6,592	20.1	5.0
8 (1996)	32,999	6,933	21.0	4.8
9 (1997)	33,468	7,822	23.4	4.3
10 (1998)	32,957	8,217	24.9	4.0
11 (1999)	32,481	8,580	26.4	3.8
12 (2000)	32,192	9,014	28.0	3.6
13 (2001)	31,576	9,486	30.0	3.3
14 (2002)	32,144	10,145	31.6	3.2
15 (2003)	32,121	10,690	33.3	3.0
16 (2004)	32,491	11,167	34.4	2.9
17 (2005)	33,022	11,523	34.9	2.9
18 (2006)	33,794	11,984	35.5	2.8
19 (2007)	34,570	12,596	36.4	2.7
20 (2008)	34,445	13,236	38.4	2.6
21 (2009)	34,248	13,854	40.5	2.5
22 (2010)	34,411	14,413	41.9	2.4
23 (2011)	34,515	14,840	43.0	2.3
24 (2012)	34,717	15,233	43.9	2.3
25 (2013)	35,273	15,230	43.2	2.3
26 (2014)	35,985	15,422	42.9	2.3
27 (2015)	36,864	15,684	42.5	2.4
28 (2016)	38,218	15,688	41.0	2.4
29 (2017)	39,112	15,900	40.7	2.5
30 (2018)	39,806	16,087	40.4	2.5
令和 元 (2019)	40,374	15,987	39.6	2.5
2 (2020)	40,472	16,100	39.8	2.5
3 (2021)	40,645	16,180	39.8	2.5
4 (2022)	41,569	15,997	38.5	2.6
5 (2023)	42,109	16,055	38.1	2.6

(注) 平成27 (2015) 年度以降は厚生年金保険 (第1号) の被保険者及び受給権者である。

(2) 国民年金

国民年金制度は、昭和 60(1985)年改正により、昭和 61(1986)年度から基礎年金制度として全国民共通の制度となったことから、昭和 61(1986)年度前後で被保険者数や老齢年金受給者権数の捉え方に違いがある。すなわち、昭和 61(1986)年度以降は、被保険者は従来の国民年金の被保険者だけではなく、被用者年金の被保険者も含まれており、老齢年金受給権者は従来の国民年金受給権者だけではなく、被用者年金の 65 歳以上の老齢年金受給権者も含まれている。したがって、国民年金における被保険者に対する老齢年金受給権者数の比率については、昭和 61(1986)年度前後で区別する必要がある。

昭和 61(1986)年度前の国民年金制度は、自営業者等を対象とした制度であるが、国民皆年金の実現のために昭和 36(1961)年に制度が発足して以来、より早期に十分な年金を給付できるよう年金の受給に必要な資格期間の短縮措置や給付への加算措置等の措置がとられてきたことなどから、老齢年金受給権者数や年金給付額は急速に増加した。一方、国民年金制度の被保険者数は、労働力人口が増加してきている一方で高度経済成長期以降における労働者のサラリーマン化や厚生年金の適用拡大の影響を受け、昭和 55(1980)年度以降はやや減少傾向となっている。このことから、国民年金制度における被保険者数に対する受給権者数の比率は急速に上昇し、昭和 60(1985)年度末には 27.3%となった(第 2-2-12 表)。

昭和 61(1986)年度以降の国民年金制度は、全国民共通の制度となったことから被保険者数や老齢年金受給権者数は日本全体の人口構成を反映したものとなっている。被保険者数はこれまでの少子化の影響から減少に転じている一方で、老齢年金受給権者数は高齢人口の大幅な増加を反映して増加してきたため、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率は上昇を続け、令和 5(2023)年度末には 51.3%となっている(第 2-2-13 表)。

第2-2-12表 国民年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の推移（1985(昭和60)年度以前）

(年度末現在)

年度	被保険者数 ①	老齢年金受給権者数 ②	②/①	(参考) ①/②
	千人	千人	(%)	
昭和46(1971)	23,669	229	1.0	103.1
50(1975)	25,884	2,731	10.6	9.5
55(1980)	27,596	5,324	19.3	5.2
60(1985)	25,091	6,846	27.3	3.7

第2-2-13表 公的年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の推移（1986(昭和61)年度以降）

(年度末現在)

年度	被保険者数 ①	老齢年金受給権者数 ②	②/①	(参考) ①/②
	千人	千人	(%)	
昭和61(1986)	63,317	11,243	17.8	5.6
平成2(1990)	66,313	13,291	20.0	5.0
3(1991)	68,352	14,001	20.5	4.9
4(1992)	68,941	14,725	21.4	4.7
5(1993)	69,276	15,436	22.3	4.5
6(1994)	69,548	16,120	23.2	4.3
7(1995)	69,952	16,869	24.1	4.1
8(1996)	70,195	17,569	25.0	4.0
9(1997)	70,344	18,380	26.1	3.8
10(1998)	70,502	19,091	27.1	3.7
11(1999)	70,616	19,770	28.0	3.6
12(2000)	70,491	20,566	29.2	3.4
13(2001)	70,168	21,308	30.4	3.3
14(2002)	70,460	22,117	31.4	3.2
15(2003)	70,292	22,837	32.5	3.1
16(2004)	70,293	23,550	33.5	3.0
17(2005)	70,447	24,340	34.6	2.9
18(2006)	70,383	25,198	35.8	2.8
19(2007)	70,066	26,008	37.1	2.7
20(2008)	69,358	26,904	38.8	2.6
21(2009)	68,738	27,654	40.2	2.5
22(2010)	68,258	28,019	41.0	2.4
23(2011)	67,747	28,639	42.3	2.4
24(2012)	67,356	29,697	44.1	2.3
25(2013)	67,175	30,682	45.7	2.2
26(2014)	67,134	31,595	47.1	2.1
27(2015)	67,119	32,309	48.1	2.1
28(2016)	67,309	32,827	48.8	2.1
29(2017)	67,335	33,723	50.1	2.0
30(2018)	67,462	34,085	50.5	2.0
令和元(2019)	67,616	34,348	50.8	2.0
2(2020)	67,558	34,572	51.2	2.0
3(2021)	67,293	34,661	51.5	1.9
4(2022)	67,438	34,595	51.3	1.9
5(2023)	67,445	34,600	51.3	1.9

- (注) 1 老齢年金受給権者数は、基礎年金に相当する給付とみなされる給付の支給を受けている者を含む。
 2 65歳以上の被用者年金被保険者であって、老齢または退職を支給事由とする年金の受給権者は国民年金の第2号被保険者ではないため、国民年金被保険者数と公的年金被保険者数は異なる。

4. 収支状況の動向

(1) 厚生年金

年金特別会計（厚生年金勘定）における厚生年金の実質的な収支状況を示したものが第2-2-14表である。ただし、[]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

保険料収入の推移をみると、昭和40(1965)年度の2,974億円に対して令和5(2023)年度には118倍の35兆1,702億円となっている。これは、被保険者数の増加、保険料率の引上げ、標準報酬月額の上昇（特にベア）等の要因によるものである。また、国庫負担も年金制度の成熟化に伴い増加し続けている。なお、基礎年金の国庫負担割合は平成21(2009)年度より2分の1に引上げられた。一方、支出合計（実質）は、本格的に老齢年金の受給者が発生してきていること、給付改善が数次にわたり行われたこと等により、上記と同じく増加し続けてきたが、現在は支給開始年齢の引上げや制度の成熟に伴い、増加は緩やかな傾向にある。

特別会計の収支差引残をみると、平成14(2002)年度までは、毎年度、収入が支出を上回る黒字状況にあり、年度末積立金の額は毎年度増加してきた。その後、段階的に引上げられてきた厚生年金の保険料率が平成8(1996)年度から平成15(2003)年度まで凍結されたため保険料収入が伸びなかった一方で、高齢化の影響で支出が急速に伸びたことから、収支状況は急速に悪化し、平成15(2003)年度および平成17(2005)年度から平成25(2013)年度までにおいては簿価ベースの収支差引残がマイナス（赤字）となった。しかし、近年では、被保険者数の増加に伴い保険料収入が伸びた一方で、支給開始年齢の引き上げや給付乗率の高い高齢の受給者数の減少等により支出の伸びが抑えられ、簿価ベースの収支差引残はプラス（黒字）となり、年度末積立金（簿価ベース）は増加している。

なお、平成14(2002)年度における農林年金の統合による移換金（1.6兆円）及び平成16(2004)年度における厚生年金基金の代行返上による移換金（5.4兆円）がそれぞれ収入に計上されたため収支が黒字となったが、この一時的な収入がなければ、2002(平成14)年度においては1.3兆円の赤字、2004(平成16)年度においては5.1兆円の赤字となっていた。

また、近年の時価ベースの年度末積立金で評価すれば、平成19(2007)年度及び平成20(2008)年度は世界的な金融市場の混乱、令和元(2019)年度は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴う世界経済や企業収益の先行きに対する懸念により運用状況が悪化し、積立金の減少が大きい時期もあるが、令和2(2020)年度以降は運用収入が大きくプラスとなっており、積立金は増加している状況にある。

第2-2-14表 厚生年金の収支状況の推移

(単位：億円)

年度	収入合計 (実質)				支出合計 (実質)	収支 差引残	年度末 積立金	積立 度合	
	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他					
昭和40 (1965)	3,815	2,974	57	784	1	398	3,418	14,414	29.2
45 (1970)	10,264	7,479	278	2,496	10	1,602	8,662	44,202	23.0
50 (1975)	31,161	22,020	1,589	7,510	43	9,701	21,460	122,869	10.6
55 (1980)	70,393	47,007	5,466	17,846	73	34,073	36,319	279,838	7.5
60 (1985)	117,599	75,053	9,135	33,294	116	64,613	52,986	507,828	7.3
平成2 (1990)	194,205	130,507	21,442	42,152	105	127,776	66,430	768,605	5.6
3 (1991)	212,636	142,141	23,739	46,652	104	141,270	71,366	839,970	5.5
4 (1992)	225,391	149,550	26,060	49,554	227	154,021	71,370	911,340	5.5
5 (1993)	232,748	153,476	28,377	50,772	123	165,383	67,365	978,705	5.6
6 (1994)	245,929	163,398	29,791	52,621	119	179,316	66,613	1,045,318	5.5
7 (1995)	270,624	186,933	28,295	55,268	128	197,831	72,793	1,118,111	5.4
8 (1996)	275,059	193,706	25,169	56,061	123	208,591	66,468	1,184,579	5.4
9 (1997)	297,001	206,832	27,115	55,637	7,418	224,020	72,981	1,257,560	5.4
10 (1998)	290,696	206,151	28,302	52,164	4,079	239,810	50,886	1,308,446	5.3
11 (1999)	291,035	202,099	36,356	47,286	5,294	251,493	39,542	1,347,988	5.3
12 (2000)	283,137	200,512	37,209	43,067	2,349	262,320	20,817	1,368,804	5.2
13 (2001)	278,198 [266,131]	199,360	38,164	38,607 [26,541]	2,067	273,068	5,130 [△ 6,937]	1,373,934 [1,345,967]	5.1 [5.0]
14 (2002)	290,775 [262,436]	202,034	40,036	31,071 [2,731]	17,635	287,686	3,089 [△ 25,250]	1,377,023 [1,320,717]	4.8 [4.7]
15 (2003)	293,543 [334,890]	192,425	41,045	22,884 [64,232]	37,188	296,855	△ 3,312 [38,036]	1,374,110 [1,359,151]	4.7 [4.5]
16 (2004)	309,140 [329,948]	194,537	42,792	16,125 [36,934]	55,686	306,631	2,509 [23,317]	1,376,619 [1,382,468]	4.5 [4.5]
17 (2005)	300,685 [374,280]	200,584	45,394	18,298 [91,893]	36,408	353,284	△ 52,598 [20,997]	1,324,020 [1,403,465]	4.4 [4.4]
18 (2006)	297,954 [315,036]	209,835	48,285	25,708 [42,790]	14,126	320,994	△ 23,040 [△ 5,958]	1,300,980 [1,397,509]	4.1 [4.4]
19 (2007)	299,463 [234,176]	219,691	51,659	16,582 [△ 48,705]	11,531	329,875	△ 30,412 [△ 95,699]	1,270,568 [1,301,810]	4.0 [4.3]
20 (2008)	309,480 [204,546]	226,905	54,323	17,682 [△ 87,252]	10,570	339,860	△ 30,380 [△ 135,314]	1,240,188 [1,166,496]	3.8 [3.8]
21 (2009)	320,463 [406,671]	222,409	77,983	50 [86,258]	20,020	365,599	△ 45,136 [41,072]	1,195,052 [1,207,568]	3.4 [3.2]
22 (2010)	319,356 [313,768]	227,252	84,326	2,518 [△ 3,069]	5,259	379,804	△ 60,448 [△ 66,036]	1,134,604 [1,141,532]	3.2 [3.2]
23 (2011)	326,080 [348,878]	234,699	84,992	1,403 [24,201]	4,986	375,420	△ 49,341 [△ 26,542]	1,085,263 [1,114,990]	3.0 [3.0]
24 (2012)	333,206 [431,948]	241,549	80,583	5,965 [104,707]	5,109	368,115	△ 34,909 [63,833]	1,050,354 [1,178,823]	3.0 [3.0]
25 (2013)	357,754 [433,686]	250,472	83,058	19,396 [95,329]	4,827	376,371	△ 18,617 [57,316]	1,031,737 [1,236,139]	2.8 [2.7]
26 (2014)	404,902 [517,656]	263,196	87,690	30,008 [142,762]	24,008	387,139	17,763 [130,517]	1,049,500 [1,366,656]	2.7 [3.2]
27 (2015)	420,016 [369,931]	278,362	92,264	3 [△ 50,081]	49,387	397,276	22,740 [△ 27,345]	1,072,240 [1,339,311]	2.7 [3.5]
28 (2016)	432,733 [506,805]	294,754	92,458	5 [74,076]	45,517	401,653	31,080 [105,151]	1,103,321 [1,444,462]	2.7 [3.3]
29 (2017)	428,199 [516,797]	309,442	94,819	5,803 [94,401]	18,135	412,225	15,975 [104,573]	1,119,295 [1,549,035]	2.7 [3.5]
30 (2018)	429,814 [447,944]	319,287	97,988	4,003 [22,133]	8,536	423,677	6,136 [24,267]	1,125,431 [1,573,302]	2.7 [3.7]
令和元 (2019)	432,700 [349,794]	326,197	100,262	4,301 [△ 78,605]	1,940	429,200	3,500 [△ 79,406]	1,128,931 [1,493,896]	2.6 [3.7]
2 (2020)	437,339 [780,175]	320,612	101,335	14,000 [356,837]	1,392	432,144	5,195 [348,031]	1,134,126 [1,841,927]	2.6 [3.5]
3 (2021)	439,768 [532,442]	333,535	101,906	2,500 [95,174]	1,827	433,754	6,014 [98,688]	1,140,140 [1,940,615]	2.6 [4.3]
4 (2022)	443,834 [471,499]	340,583	102,468	0 [27,664]	784	436,721	7,113 [34,777]	1,147,253 [1,975,392]	2.6 [4.5]
5 (2023)	444,443 [875,472]	351,702	91,979	0 [431,030]	762	420,387	24,056 [455,086]	1,171,309 [2,430,478]	2.7 [4.7]

厚生労働省年金局調べ

- (注) 1 支出合計 (実質) は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。
 2 昭和61(1986)年度以降の収入合計 (実質) と支出合計 (実質) は、基礎年金交付金、制度間調整交付金、船員保険特別会計、労働保険特別会計より受入及び職域等費用納付金の額を除いたものである。
 平成17年度以降の収入合計 (実質) は、積立金より受入の額を除いたものである。
 平成27年度以降の収入合計 (実質) と支出合計 (実質) は、厚生年金交付金の額を除いたものである。
 3 平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金 (平成17年度は年金資金運用基金納付金) を含む。
 4 上記の [] 内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す厚生年金の特別会計の決算とは異なる。
 (ただし、平成15年については、さらに厚生年金基金の代行返上による物納399億円を含む。)

(2) 国民年金

国民年金の実質的な収支状況について示したものが第2-2-15表である。これは年金特別会計のうちの国民年金勘定（自営業者を中心とした第1号被保険者に係る年金勘定）の収支状況をまとめたものである。ここには、無拠出制である福祉年金分及び基礎年金勘定は含まれていない。また、[]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

昭和60(1985)年度までの保険料収入は、保険料が制度発足当初、35歳未満月額100円、35歳以上月額150円であったものが、給付改善等に伴い上げられ、昭和60(1985)年度には月額6,740円となったことや、被保険者数が昭和36(1961)年度末の1,824万人から昭和60(1985)年度末の2,509万人へと約1.4倍になったことにより、年々増加していった。

昭和61(1986)年度からは、被用者年金制度の被保険者の被扶養配偶者が国民年金の第3号被保険者とされたことにより、昭和61(1986)年度の保険料収入は前年度に比べて減少したが、昭和62(1987)年度から平成11(1999)年度にかけては、被保険者数の増加や保険料の引上げにより保険料収入は増加した。2000年代に入ると、被保険者数の減少により保険料収入は減少したが、近年は賃金上昇に伴う保険料改定や納付率の上昇により概ね横ばいで推移している。

国庫負担については、制度発足当初は拠出時負担であったため、保険料収入の増加に伴い伸びている。しかし、昭和49(1974)年1月から老齢年金の資格期間短縮者の加算部分について新たに4分の1を給付時に国庫負担することとした一方で、サラリーマンの被扶養配偶者の任意加入者（当時、被保険者全体の約5分の1）の納付保険料に相当する部分についての国庫負担が拠出時負担から給付時負担となり、また、昭和51(1976)年度からは、すべての国庫負担が拠出時負担から給付時負担に改正されたことから、昭和49(1974)年度及び昭和51(1976)年度は前年度より国庫負担額が減少している。また、国庫負担額が老齢福祉年金等の経過的年金の受給者数の減少により平成元(1989)年度までは減少し、その後は増加するという特殊な曲線を描く状況に鑑み、昭和58(1983)年度から国民年金制度に対する国庫負担額の平準化措置がとられたことにより、国庫負担額は当面大幅に減少することとなった。そのためもあって、昭和58(1983)年度及び昭和59(1984)年度の収支は赤字となっている。この国庫負担の平準化措置による国庫負担の減額は昭和63(1988)年度で終了し、平成2(1990)年度から平成9(1997)年度までは過去の減額分の元本分が返済されているが、うち平成6(1994)年度及び平成7(1995)年度分については返済が繰り延べられていることから国庫負担額は少なくなっている。また、平成21(2009)年度に基礎年金国庫負担割合2分の1（それまでは3分の1）への引上げが実現したことから、これ以降、国庫負担額は多くな

る傾向にあるが、平成 22(2010)年度以降は、おおむね横ばいである。

支出の面をみると、年金受給者数の増加や給付水準の改善により年金給付額は上昇を続けていた。そのなかで著しい変化を示しているのは、昭和 48(1973)年度から昭和 51(1976)年度であるが、これは次のような理由によるものと考えられる。

- ① 1970 年代前半の 10 年年金の受給権者の発生。
- ② 昭和 50(1975)年度の 5 年年金の受給権者の発生。
- ③ 昭和 49(1974)年から導入された年金額の改定措置と時期を同じくして、オイルショックによるインフレに伴い年金額が引上げられたこと（昭和 49(1974)年度 16.1%、昭和 50(1975)年度 21.8%）。

昭和 61(1986)年度以降、基礎年金勘定からの繰入れである基礎年金交付金を差し引いた実質的な収入額でみると、昭和 61(1986)年度の 2.2 兆円から平成 8(1996)年度の 3.8 兆円まで毎年度増加してきたが、それ以降は横ばい傾向にあり、令和 5(2023)年度では 3.6 兆円となっている。

特別会計の収支差引残をみると、国庫負担が繰り延べられた昭和 58(1983)年度、昭和 59(1984)年度を除き、平成 13(2001)年度までは毎年度の収入が支出を上回る黒字状況にあり、年度末積立金（簿価ベース）の額は毎年度増加してきた。しかしながら、厚生年金と同様に国民年金の保険料が平成 10(1998)年度から平成 16(2004)年度まで凍結され、被保険者数の減少や納付率の低下も重なって、収支状況は急速に悪化しており、平成 14(2002)年度から平成 25(2013)年度までは、平成 22(2010)年度を除き、簿価ベースの収支差引残はマイナス（赤字）となり、年度末積立金（簿価ベース）が減少している。それ以降は、年金積立金の運用が好調だったことにより、簿価ベースの収支差引残はおおむねプラス（黒字）となっている。

時価ベースで収支差引残をみれば、平成 15(2003)年度は市場の運用環境が好調であったことから年度末積立金は増加したものの、それ以降は平成 20(2008)年度まで減少している。また、平成 21(2009)年度に国庫負担割合 2 分の 1 への引上げが実現したことにより改善しており、それ以降の収支差引残はおおむねプラス（黒字）となっている。

第2-2-15表 国民年金の収支状況の推移

(単位：億円)

年度	収入合計 (実質)				支出合計 (実質)	収支 差引残	年度末 積立金
	保険料収入	国庫負担	運用収入				
昭和36 (1961)	305	184	116	5	0	305	305
40 (1965)	497	248	146	103	19	478	1,946
45 (1970)	1,849	1,064	394	391	163	1,686	7,271
50 (1975)	6,938	3,690	2,133	1,093	4,623	2,315	18,147
55 (1980)	19,077	11,824	5,420	1,507	15,976	3,101	26,387
60 (1985)	27,323	15,762	8,431	1,827	26,882	441	25,939
平成2 (1990)	26,737	13,053	9,548	1,737	20,297	6,440	36,317
3 (1991)	29,631	14,505	10,683	2,057	20,046	9,585	43,572
4 (1992)	31,900	15,416	11,550	2,551	21,875	10,025	51,275
5 (1993)	34,011	16,466	12,382	2,789	24,510	9,501	58,468
6 (1994)	33,584	17,296	10,889	3,043	26,811	6,773	63,712
7 (1995)	34,861	18,251	11,846	3,184	28,049	6,813	69,516
8 (1996)	38,240	19,209	14,679	3,296	28,752	9,488	78,493
9 (1997)	36,738	19,453	13,322	3,405	30,548	6,190	84,683
10 (1998)	36,393	19,716	13,265	3,368	31,456	4,936	89,619
11 (1999)	36,529	20,025	13,227	3,236	31,531	4,998	94,617
12 (2000)	36,187	19,678	13,637	2,828	32,596	3,591	98,208
13 (2001)	36,143	19,538	14,307	2,263	34,861	1,282	99,490
[35,126]				[1,246]		[265]	[97,348]
14 (2002)	35,453	18,958	14,565	1,897	35,834	△ 382	99,108
[33,184]				[△ 371]		[△ 2,650]	[94,698]
15 (2003)	36,142	19,627	14,963	1,523	36,639	△ 497	98,612
[39,101]				[4,482]		[2,462]	[97,160]
16 (2004)	35,633	19,354	15,219	1,044	37,253	△ 1,620	96,991
[37,244]				[2,654]		[△ 10]	[97,151]
17 (2005)	37,873	19,480	17,020	1,357	43,350	△ 5,478	91,514
[42,966]				[6,451]		[△ 384]	[96,766]
18 (2006)	39,228	19,038	17,971	1,965	43,082	△ 3,853	87,660
[40,143]				[2,879]		[△ 2,939]	[93,828]
19 (2007)	38,466	18,582	18,436	1,113	43,435	△ 4,968	82,692
[34,281]				[△ 3,073]		[△ 9,153]	[84,674]
20 (2008)	37,545	17,470	18,558	1,093	43,317	△ 5,772	76,920
[30,528]				[△ 5,924]		[△ 12,789]	[71,885]
21 (2009)	37,813	16,950	20,554	3	39,911	△ 2,098	74,822
[43,106]				[5,296]		[3,195]	[75,079]
22 (2010)	34,010	16,717	16,898	3	31,498	2,511	77,333
[33,812]				[△ 194]		[2,314]	[77,394]
23 (2011)	34,701	15,807	18,660	15	34,717	△ 15	77,318
[36,348]				[1,662]		[1,632]	[79,025]
24 (2012)	38,616	16,124	21,938	343	43,145	△ 4,529	72,789
[45,566]				[7,293]		[2,421]	[81,446]
25 (2013)	39,178	16,178	21,119	1,733	41,021	△ 1,844	70,945
[44,067]				[6,622]		[3,046]	[84,492]
26 (2014)	38,375	16,255	19,283	2,710	37,355	1,020	71,965
[45,530]				[9,865]		[8,175]	[92,667]
27 (2015)	36,122	15,139	18,094	2,750	34,854	1,268	73,233
[29,956]				[△ 3,417]		[△ 4,899]	[87,768]
28 (2016)	38,035	15,069	19,966	2,907	38,082	△ 47	73,186
[39,982]				[4,854]		[1,900]	[89,668]
29 (2017)	36,733	13,964	19,363	3,297	36,787	△ 54	73,132
[39,329]				[5,892]		[2,542]	[92,210]
30 (2018)	35,481	13,904	18,207	3,300	34,176	1,305	74,437
[33,509]				[1,329]		[△ 667]	[91,543]
令和元 (2019)	34,619	13,458	17,684	3,421	32,913	1,706	76,142
[26,602]				[△ 4,595]		[△ 6,311]	[85,232]
2 (2020)	33,538	13,365	18,308	1,818	34,182	△ 644	75,498
[52,209]				[20,489]		[18,028]	[103,259]
3 (2021)	37,452	13,496	18,915	5,000	35,389	2,063	77,561
[37,771]				[5,319]		[2,382]	[105,642]
4 (2022)	36,725	13,802	19,089	3,800	35,542	1,183	78,745
[34,419]				[1,493]		[△ 1,123]	[104,518]
5 (2023)	36,054	13,352	18,272	4,400	33,566	2,488	81,232
[54,221]				[22,567]		[20,654]	[125,173]

- (注) 1 支出合計(実質)は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。
 2 昭和61年度以降の収入合計(実質)と支出合計(実質)は、基礎年金交付金の額を除いたものである。また、平成17年度以降の収入合計(実質)は、積立金より受入の額を除いたものである。
 3 平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17年度は年金資金運用基金納付金)を含むものである。
 4 上記の[]内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。

1. 財政方式の考え方

年金制度では、制度が発足した当初は受給者が少なく、受給者1人当たりの年金額も加入期間が短いことから一般的に少額である。したがって、年金給付費は制度発足当初は比較的少額であるものの、時間の経過とともに急速に増大する。このような状況下で、長期的な財政均衡を図るため、どのような制度運営を行うかということが財政方式と呼ばれるものである。厚生年金・国民年金における財政方式は次のように捉えることができる。平成16(2004)年改正前においては、給付水準があらかじめ決められたなかで保険料(率)をどう設定するかということが財政方式の主要な論点であった。一方、平成16(2004)年改正以降においては、将来の保険料(率)があらかじめ固定されているなかで、給付水準がどの程度確保されるのかという将来見通しを示すことにより、年金制度の運営にあたっての指針を与えることが財政方式の主要な論点であると考えられる。このような問題を考える際、積立水準をどう設定するかがひとつの重要な点であり、これに関し、以下に説明する賦課方式と積立方式の議論がなされることが多い。

(1) 賦課方式

賦課方式とは、年金給付に必要な費用をその都度、被保険者(加入者)からの保険料で賄っていく財政方式である。保険料(率)は受給者と被保険者(加入者)の人数比に依存するため、将来に向けて受給者数や被保険者(加入者)数が変化していけば、その影響をそのまま受けることとなる。したがって、我が国のように少子高齢化が進行すれば、人口構成の変化に伴い保険料(率)は上昇することとなる。

一方、賃金や物価の上昇に対応して年金額を改定した場合には、保険料収入も賃金の上昇に従って大きくなるという意味で、保険料(率)はあまり影響を受けないこととなる。また、積立金を保有していないことから、金利変動があったとしても保険料(率)は影響を受けない。

賦課方式の場合、制度発足当初は、一般的に、受給者数の被保険者(加入者)数に対する比率が小さいことから低い保険料(率)ですむものの、時間の経過とともに年金給付費は増加し、保険料(率)もそれに合わせて引上げていくことと

なる。さらに、実際には、制度発足当初において高い年齢で制度に加入した者については少額の保険料負担で一定水準の年金給付を支給することが多いことから、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率については、世代によって差が生じることとなる。

（２）積立方式

積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。積立方式の場合、将来、受給者・被保険者（加入者）の年齢構成や利回り等が見通しどおりに推移する限り、人口の高齢化が進んでも保険料（率）を変更する必要は生じない。

最終的には、年金給付を保険料と積立金からの運用収入により賄う仕組みであり、保険料（率）は実質的な利回り（利回りと年金改定率の差）に依存する。このことから、将来に向けて、予想していた以上に賃金や物価が上昇し、それに伴い年金額が改定された場合でも、その上昇に見合った利回りの上昇があれば、保険料（率）はあまり影響を受けないこととなる。もっとも、利回りの上昇が賃金や物価の上昇に及ばない場合には、その差から積立不足が生じ、この不足分については、例えばそれ以降の被保険者（加入者）が保険料により負担することとなる。

年金給付費は一般的に、制度発足後、時間の経過とともに増加するが、積立方式の場合、制度発足当初から将来の給付に見合った水準の保険料（率）としていることから、当初の保険料（率）は賦課方式の場合よりも高いが、見通し通り推移すれば保険料（率）を引上げていく必要はなく、最終的には、積立金からの運用収入の分だけ保険料（率）は賦課方式の場合よりも低くなることとなる。また、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率が、世代により大きく異なることはない。

第2-3-1表 財政方式（賦課方式と積立方式）についての理念的な分類

積立方式 (funding)

《理論的な定義》

将来の給付に必要な費用(の現在価値)に相当する積立金を保有し、これを原資に給付を賄う方式

《一般的に指摘される特徴》

- 支払った保険料が積立金として蓄積され、そこから得られる運用収入も活用した年金給付

《直面した(している)問題》

- 経済環境が大きく変化した場合(急激なインフレや資本市場の変動)に、給付の価値が目減りしたり、積立金が不足して年金の運営が困難になる

(注) しばしば積立方式は「自分の納めた保険料が積み立てられて、運用収益とともに自分に年金給付として戻ってくる仕組み」と説明されることがあるが、これは「拠出建て(確定拠出)」の年金の説明である。

賦課方式 (pay-as-you-go)

《理論的な定義》

その時々給付に必要な費用を、その時々給付の保険料で賄う方式

《一般的に指摘される特徴》

- 給付の財源を後代の負担に求めることで、経済環境の変化(インフレや賃金水準の上昇)に対して、実質的な価値を維持した年金給付

《直面した(している)問題》

- 保険料を支払う側(現役世代)と給付を受ける側(高齢世代)のバランスが変わると制度を変更して保険料負担の増加や給付の削減を行うことが必要になる

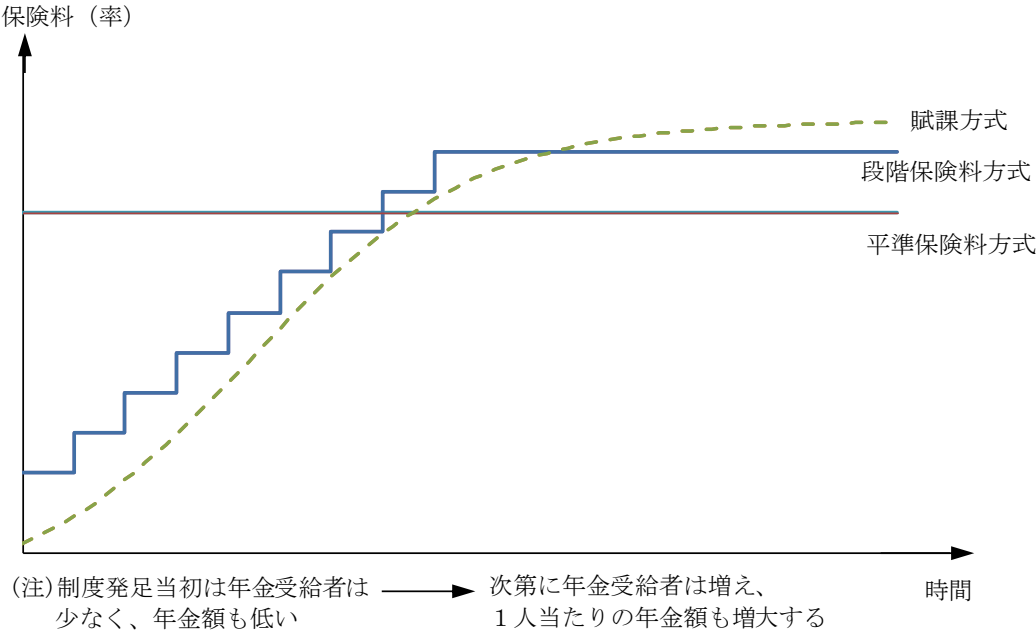
2. 国民年金・厚生年金の財政方式の推移

厚生年金の場合、昭和17(1942)年の制度発足当初(当時は労働者年金保険)には、財政方式として積立方式の一つである平準保険料方式が採用された。ここでの平準保険料(率)とは、将来にわたって一定(率)で収支均衡が図られるような保険料(率)のことである。しかし、戦後の昭和23(1948)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和29(1954)年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、この時以降、保険料率を将来に向けて段階的に引上げていく段階保険料方式を採用し、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけでなく保険料率の将来見通しを作成することとなった。

昭和48(1973)年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み(物価スライド・賃金再評価)が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、スライドを考慮した将来見通しを作成し、この将来見通しに基づいて保険料率を

設定することとなった。国民年金の場合も、制度発足当初の昭和 36(1961)年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、各公的年金制度からの拠出金で賦課方式的に賄うこととなっているが、厚生年金、国民年金（自営業者等の第 1 号被保険者に係る国民年金勘定）等の各制度は、将来の支出に備え、完全な賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備してきている。

第 2 - 3 - 2 図 財政方式と保険料（率）のイメージ



第2-3-3表 厚生年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料率 (%)			平準保険料率 (%)			最終保険料率 (%)	財政方式
	男子	女子	坑内員	男子	女子	坑内員		
1942(昭和17)年 6月	6.4	-	8.0	6.4	-	8.0		平準保険料方式
1944(昭和19)年10月	11.0	11.0	15.0	11.0	11.0	15.0		〃
1947(昭和22)年 9月	9.4	6.8	12.6	9.4	6.8	12.6		〃
1948(昭和23)年 8月	3.0	3.0	3.5	9.4	5.5	12.3		〃 インフレによる積立金の減少等を考慮して、暫定保険料率を設定
1954(昭和29)年 5月 (注2)	3.0	3.0	3.5	5.0 4.1	3.6 3.1	6.0 4.9		段階保険料方式 急激な保険料の増を避けるため、保険料率の将来見通しを作成し、段階的保険料方式を採用 少なくとも5年ごとの財政再計算を行うことを法定
1960(昭和35)年 5月	3.5	3.0	4.2	4.4	3.1	5.2		〃
1965(昭和40)年 5月	5.5	3.9	6.7	6.9	5.3	15.8		〃 保険料は段階的に引き上げられることが法定
1969(昭和44)年11月	6.2	4.6	7.4	8.5	6.4	20.4		〃
1973(昭和48)年 4月	7.6	5.8	8.8	10.5	13.9	46.9	19.6[2010(平成22)]	スライドを考慮した将来見通しに基づく段階保険料方式 物価スライド制・標準報酬の再評価(賃金スライド)制の導入 保険料率はスライドを考慮した将来見通しに基づいて算定(平準保険料率は参考として算定)
1976(昭和51)年 8月	9.1	7.3	10.3	13.9	20.0	61.5	20.7[2010(平成22)]	〃
1980(昭和55)年10月	10.6	8.9	11.8	19.1	26.4	65.6	35.4[2021(平成33)]	〃
1985(昭和60)年10月	12.4	11.3	13.6	-	-	-	28.9[2021(平成33)]	〃
1990(平成 2)年 1月	14.3	13.8	16.1	-	-	-	65歳支給: 26.1 60歳支給: 31.5 [2020(令和 2)]	〃
1994(平成 6)年11月	16.5	-	18.3	-	-	-	29.8[2024(令和 6)]	〃
1996(平成 8)年10月	17.35	-	19.15	-	-	-	国庫負担1/2: 19.8 [2019(令和元)]	〃
2003(平成15)年 4月	13.58	-	14.96	-	-	-	国庫負担1/3: 21.6 [2024(令和 6)]	〃
2004(平成16)年10月	13.934	15.208	-	-	-	-	平成16年財政再計算 ・将来にわたる保険料水準を設定 ・2017(平成29)年まで毎年0.354%ずつ引上げ ・2017(平成29)年度以降18.3%で固定	〃

注1) 昭和44年財政再計算以前の最終保険料率及び平準保険料率は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。

注2) 1954(昭和29)年5月の平準保険料率の上段は、予定利回りを当初10年間につき5%、それ以降につき4.5%としたもので、下段は、予定利回りを全期間につき5.5%としたもの

注3) 平成11年財政再計算以降の最終保険料率、および2003(平成15)年4月以降の保険料率は総報酬ベース、それ以外は標準報酬月額ベース

第2-3-4表 国民年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料	平準保険料	段階保険料	財政方式
1961(昭和36)年 4月	20歳～34歳：100円 35歳以上：150円	128.3円	—	平準保険料方式 少なくとも5年ごとの財政再計算を行うことを法定
1967(昭和42)年 1月	20歳～34歳：200円 35歳以上：250円	403円	昭和41年財政再計算	段階保険料方式 急激な保険料の増を避けるため、保険料の将来見通しを作成し、段階保険料方式を採用。保険料は段階的に引き上げられることが法定
1969(昭和44)年 1月	20歳～34歳：250円 35歳以上：300円		1981(昭和56)年度以降 508円	
1970(昭和45)年 7月	450円	862円	昭和44年財政再計算	"
1972(昭和47)年 7月	550円		2010(平成22)年度以降 1,640円	
1974(昭和49)年 1月	900円	(2,661円)	昭和48年財政再計算	スライドを考慮した将来見通しに基づく段階保険料方式 物価スライド制の導入 保険料はスライドを考慮した将来見通しに基づいて算定(平準保険料は参考として算定)
1975(昭和50)年 1月	1,100円		2010(平成22)年度 35,800円(名目額)	
1976(昭和51)年 4月	1,400円	(5,040円)	昭和51年財政再計算	"
1977(昭和52)年 4月	2,200円			
1978(昭和53)年 4月	2,730円			
1979(昭和54)年 4月	3,300円			
1980(昭和55)年 4月	3,770円	(7,980円)	昭和55年財政再計算	"
1981(昭和56)年 4月	4,500円			
1982(昭和57)年 4月	5,220円			
1983(昭和58)年 4月	5,830円			
1984(昭和59)年 4月	6,220円			
1985(昭和60)年 4月	6,740円			
1986(昭和61)年 4月	7,100円	(10,989円)	昭和59年財政再計算	"
1987(昭和62)年 4月	7,400円			
1988(昭和63)年 4月	7,700円			
1989(平成元年)年 4月	8,000円			
1990(平成2)年 4月	8,400円	—	平成元年財政再計算	"
1991(平成3)年 4月	9,000円			
1992(平成4)年 4月	9,700円			
1993(平成5)年 4月	10,500円			
1994(平成6)年 4月	11,100円			
1995(平成7)年 4月	11,700円			
1996(平成8)年 4月	12,300円	—	平成6年財政再計算	"
1997(平成9)年 4月	12,800円		2015(平成27)年度以降 21,700円(平成6年度価格)	
1998(平成10)年 4月	13,300円	—	平成11年財政再計算 2020(令和2)年度以降 国庫負担1/2：18,500 国庫負担1/3：25,200 (平成11年度価格)	"
2005(平成17)年 4月	13,580円	平成16年財政再計算 ・将来にわたる保険料水準を設定 ・2017(平成29)年まで毎年280円(平成16年度価格)ずつ引上げ ・2017(平成29)年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定(注2)		

注1)昭和44年財政再計算以前の段階保険料及び平準保険料は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。

注2)2019(平成31)年4月から、国民年金1号被保険者に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、2019(平成31)年4月より、保険料が100円(平成16年度価格)引き上がった。

3. 段階保険料方式の考え方

厚生年金及び国民年金においては、保険料水準を将来に向けて段階的に上げていくこととしていた。このように、保険料水準を将来に向けて段階的に上げていくことをあらかじめ想定して将来見通しを作成し、財政運営を行う財政方式のことを段階保険料方式という。

平成 16(2004)年年金制度改正では、保険料水準を段階的に引上げ、平成 29(2017)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料固定方式がとられたが、この財政方式についても、保険料水準の引上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。

段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料（率）が引上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素も持つ。

積立金の水準をみると、段階保険料方式は制度発足当初、低い保険料水準に抑えられていることから、積立方式と比べ、積立金の形成が緩やかなものとなる。

どれだけの積立金が形成されるかについては、保険料水準の引上げペースにより決定されることとなり、賦課方式の保険料水準に近いペースで引上げればほとんど積立金は形成されず、より早く引上げればより大きな積立金が形成されることとなる。積立水準からみてどちらの方式に近いかは、成熟段階の保険料と引上げペースに大きく依存する。

厚生年金、国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、平成 16(2004)年年金制度改正では、100年後の積立金を支出の1年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準からみると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

また、平成 16(2004)年年金制度改正では、平成 29(2017)年度以後、保険料水準を一定としたところである。給付水準については、今回の財政検証では、今後 10年から 30 年程度で調整を終了する見通しとなっているが、給付水準調整終了後は、その後も少子高齢化が進展し、人口構成の変化が続くにもかかわらず、一定の給付水準を保つことができる見通しとなっている。このようなことが可能となるのは積立金を活用しているからであり、当初から全く積立金を保有しない完全な賦課方式であった場合には不可能なことである。

公的年金の財政方式にとって、積立方式、賦課方式のどちらが適切なのかということを論じるのではなく、どのように組み合わせ、両者の長所を生かしていくかという視点が重要である。

厚生年金、国民年金は、積立金水準としては賦課方式に近い積立金水準を維持することで積立方式における運用リスクを軽減する一方、一定の積立金を保有し活用することで将来の保険料水準や給付水準を平準化するとともに、賦課方式における少子高齢化に伴う急激な負担の上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっている。

4. 段階保険料方式と後代負担

厚生年金、国民年金は、上記のように歴史的には制度発足当初から段階保険料方式がとられていたというわけではない。制度発足当初は、平準保険料方式により計算された保険料（率）が設定されていた。しかしながら、当時の給付水準は現在と比べ低い水準にあったことから、当然、保険料水準も現在の給付水準から計算されるものより低い水準で保険料（率）が設定されていた。

その後、厚生年金については、昭和 23(1948)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定され、賦課方式に近い保険料水準に引き下げられた。

また、厚生年金、国民年金は、制度発足後の制度改正、特に、昭和 48(1973)年改正で物価スライド・賃金再評価が導入されたことにより、大幅な給付改善が行われたが、給付改善により新たに発生した費用は後代負担により賄うこととされた。

このようなことから、過去、公的年金は必要な負担を求めてきておらず、「給付改善の費用等を後代負担に回してきた」と言われることがあるが、ここで、「必要な費用負担」といわれるのは、積立方式的な財政運営を行った場合に「必要な費用負担」であることに注意が必要である。

厚生年金、国民年金は、近年まで、おおむね積立金を積み増してきており、過去の保険料は、現行の保険料水準よりは低いものの、賦課方式のもと必要な保険料水準よりは高い保険料負担を求めてきたことになる。

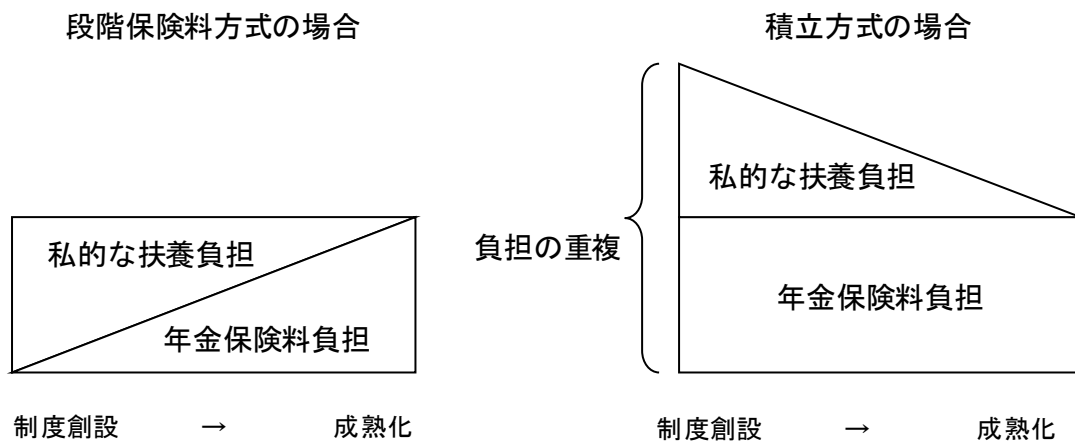
また、過去の保険料水準が低かった理由として負担能力との関係が取り上げられることがある。過去の負担能力を考える上で、当時の経済状況や生活水準を考慮することは当然であるが、その他、私的扶養との関係についても考慮する必要がある。年金制度発足当初の現役世代は、その親世代は公的年金を受給していないか、受給していてもわずかな金額である。このような状況では、現役世代は親

世代を私的に扶養する必要があり、私的に親を扶養しながら、公的年金の保険料をまるまる納める必要が生じることとなる。

賦課方式的な考え方では、親世代が受け取る年金に相当する分しか保険料を払う必要はないことから、負担の重複という問題は生じないが、積立方式的な考え方では、私的に親を扶養しながら自分の老後のための保険料を拠出することとなり、私的扶養も含めて考えると負担の重複が発生することとなる。

すなわち、親世代が十分な年金を受給できない制度成熟期間中においては、私的扶養との関係から、負担能力が低下することとなることに留意して考える必要がある。

第 2 - 3 - 5 図 公的年金制度の成熟過程における社会全体で見た「私的な扶養負担」と「年金保険料負担」の関係（イメージ図）



5. 公的年金における世代間の給付と負担の関係

我が国の公的年金は賦課方式を基本とした財政方式となっているが、このような財政方式においては、世代によって保険料負担の累計額と年金給付の累計額の関係が異なることとなるため、世代間の不公平を指摘されることがしばしばある。

公的年金における世代間の公平性については、平成 25 年 8 月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書においても考え方の整理が行われており、①私的扶養との代替性、②保険機能の評価の 2 点について考慮が必要との指摘がなされている。以下、この 2 点について、解説する。

(1) 私的扶養との代替性

年金制度が創設されるまでは、老親の扶養は家族内で（多くは同居により）

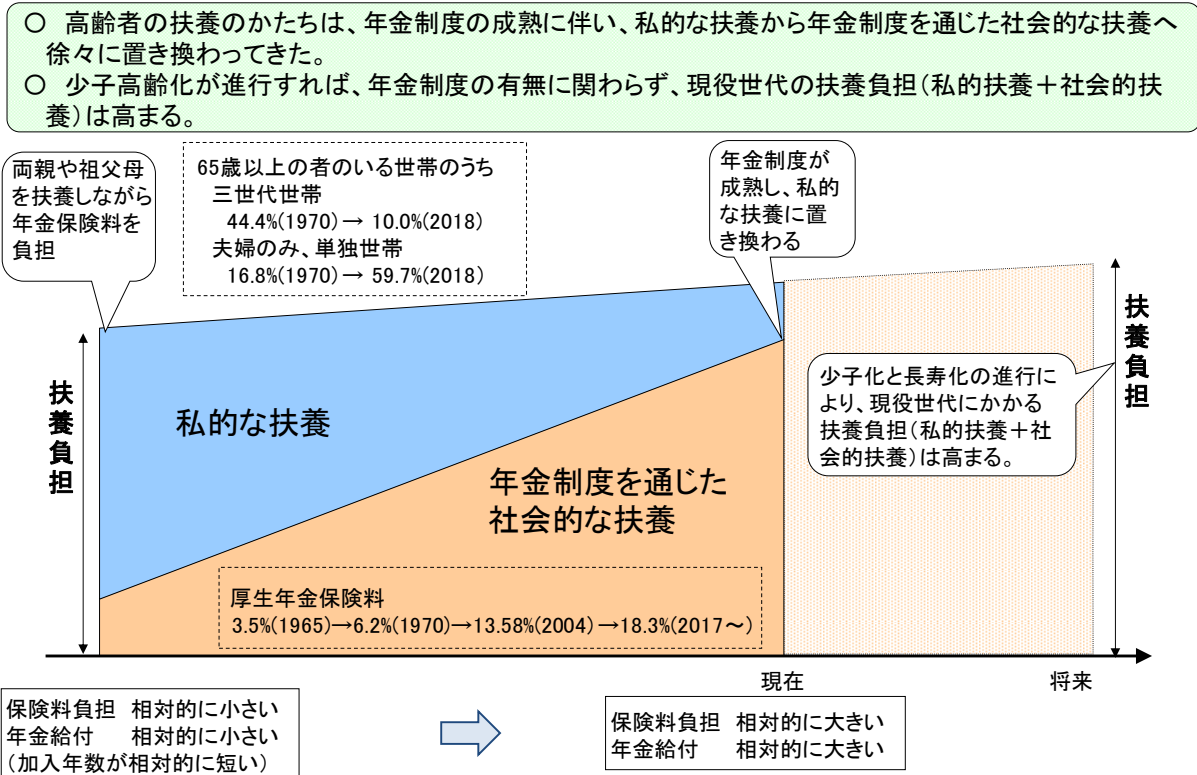
行われていた。産業構造の変化による雇用労働者の増加と都市化、核家族化が進むなかで、公的年金制度が整備され、制度が成熟化するにつれて、老親の扶養が私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養に徐々に置き換わっていったと考えられる。

既に高齢世代となっている世代が現役期に負担した保険料の水準は現在より低かったが、彼らが現役の頃は制度も未成熟で給付水準もそれほど高くなく、三世同居にみられるように私的な扶養と社会的な扶養が混在した状態にあった。すなわち、私的な扶養負担を行いながら社会的な扶養のための年金保険料を拠出していたと考えることができる。

国民年金制度が創設されてから既に半世紀以上を経過し、今日では年金制度も成熟化し、かつての私的な扶養が社会的な扶養に相当程度置き換わった状態にある。公的年金の保険料負担と年金給付の比較だけをもって世代間の公平を論じることは、私的扶養による貢献を考慮しておらず、社会の変化を踏まえない一面的な見方といえる。

なお、今日の社会で進行している長寿化と少子化はいずれも、社会的な扶養、私的な扶養の別を問わず、現役世代にかかる老親の扶養負担そのものを高める方向に作用する。つまり、仮に年金制度がなくても、少子化の進行で子どもの数が減少する一方、長寿化が進行して老親が長生きするようになれば、子ども1人当たりの扶養負担が高まることとなる。公的年金において給付と負担の関係が少子高齢化により厳しくなることは、少子高齢化により高まった老親の扶養負担を私的扶養に替わって社会的扶養である公的年金が担っているためとも言える。

第2-3-6図 私的な扶養から社会的な扶養への移行について



(2) 公的年金の保険機能の評価

公的年金の重要な意義は、長い人生において発生するリスクに対応し安心を得ることにある。例えば、

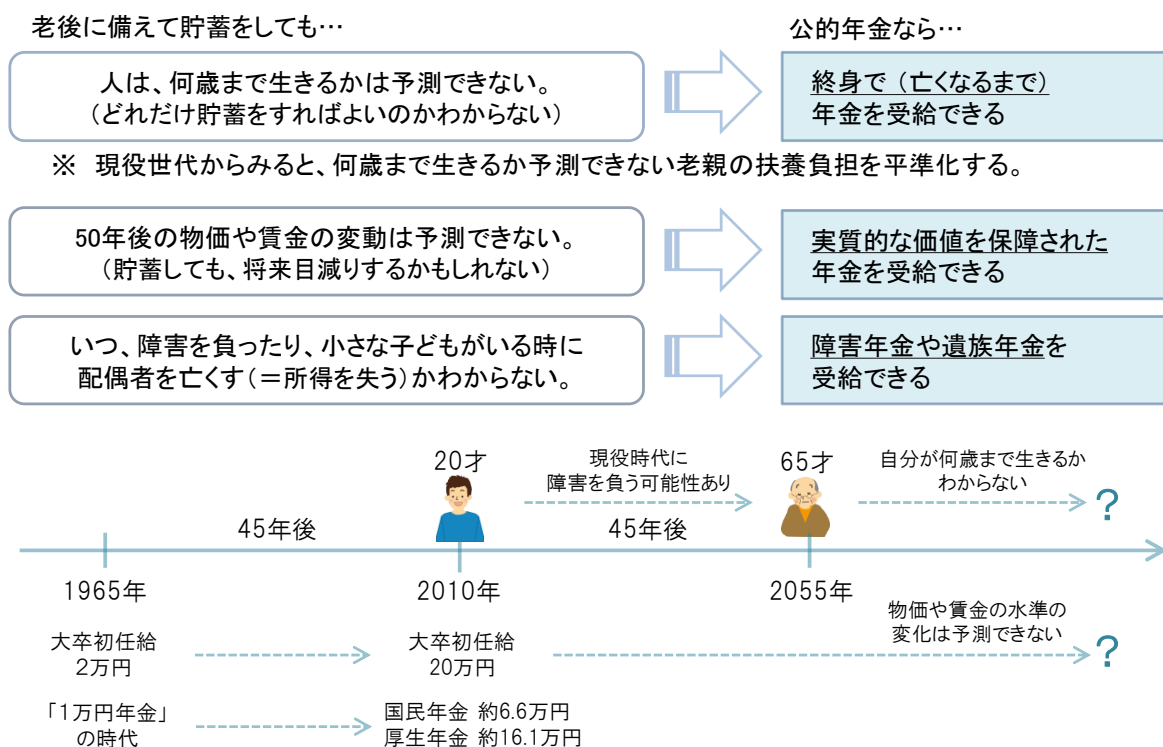
- ・ 引退時、いつまで長生きできるかは前もって分からないが、どれだけ長生きしても老齢年金を終身受けることができる(終身の保障)
- ・ 終身の保障について現役世代からみると、老親が長生きした場合にも社会的扶養により支えてくれる(扶養負担の平準化)
- ・ 物価や賃金の変動に応じて給付額がスライドされるため、実質的な価値を保障された年金を受けることができる(実質価値の保障)
- ・ けがや病気などで障害を負って働けなくなった場合は、障害年金を受け取ることができる。また、一家の大黒柱が子どもを残して亡くなってしまい収入が得られなくなった場合は、遺族年金を受け取ることができる(遺族・障害など現役期からの保障)

といったリスクに対応することで、生涯を通じた安心のメリットがある。これ

は、保険機能によるリスクヘッジによるメリットといえるものであり、年金の本質的な機能である。

このように、社会保険のひとつである公的年金は、あくまでも保険であり、預金・株式等の金融商品による貯蓄とは異なる。したがって、公的年金における世代ごとの給付と負担の関係について、払った保険料に対して平均的にどれだけの給付が受け取れるか機械的に「計算」されることがあるが、それは、あくまでも「平均値」としての期待値を示したものに過ぎず、公的年金制度があることでリスクが軽減されることによるメリット（期待効用の増加）について考慮されておらず、これだけで年金制度の価値を判断できるものではない。

第2-3-7図 公的年金の意義



すなわち、仮に給付総額の期待値が払った保険料総額を下回るとの計算結果となったとしても、安心のメリットという年金の本質的な機能が考慮されていないことから、これをもって年金制度に加入する価値がないと判断できるものではないということである。

なお、先述の社会保障制度改革国民会議の報告書においては、世代間の公平論に関しての留意点を論じた上で、

『一方で、世代間の不公平の主張の背景には、給付は高齢世代中心で負担は現役世代中心という日本の社会保障の構造や、必要な給付の見直しに対する抵抗

感の強さ、制度に対する信頼感の低下や不安感の増加があることも忘れてはならない。(中略)日本においても、次世代支援など未来への投資の拡充による「全世代対応型」への転換を進めるとともに、持続可能性と将来の給付の確保に必要な措置を着実に進めるメカニズムを制度に組み込んでいくことも求められるところである。』(社会保障制度改革国民会議報告書)

との指摘もされており、年金制度の中における世代間の給付と負担の関係の比較のみで年金制度の評価を行うことは問題視しつつも、社会保障全体として必要な見直しが進まないことで世代間の不公平の度合いが増すことは強く戒めている。

(補論) 積立方式と人口構造の変化について

伝統的な説明では、給付に必要な費用をあらかじめ積立金として保有している「積立方式」の方が「賦課方式」よりも人口構造の変化の影響を受けにくいとされていた。

※ サミュエルソン＝アローンのパラドックス

人口成長率 + 所得増加率 > 利回り . . . 賦課方式が有利
人口成長率 + 所得増加率 < 利回り . . . 積立方式が有利

そうした議論をもとに、高度成長期には賦課方式が有利であったが、低成長経済への移行・少子高齢化の進行により積立方式が有利な状況になったと主張された（フェルドシュタインなど）。

しかし、1990年代（世界銀行が年金の積立方式化・民営化を推奨した時期）以降、積立方式も賦課方式と同様に人口構造の変化の影響から逃れられるものではないとの理解が世界の年金論議において共有されるようになっていく。

※ 積立方式が有利という主張への批判（J・E・スティグリッツやニコラス・バーなど）

- 少子高齢化の影響で生産力が低下すると、結果的に利回りが低下するとの指摘
- 積立方式への移行費用（既に受給世代となっている者への給付費用）が考慮されておらず、これを考慮に入れると、賦課方式・積立方式どちらでも負担の面では同等となるとの指摘

平成 25(2013)年 1 月に IMF の主催で開催された「世界危機後のアジアにおける財政的に持続可能かつ公平な年金制度の設計」と題した会合においても、

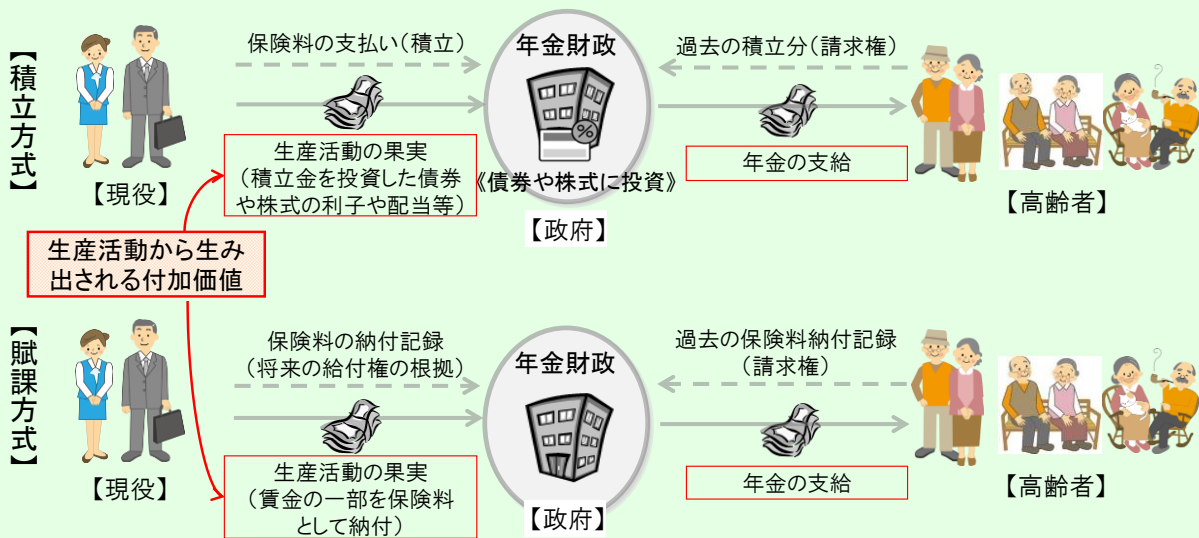
① 年金制度で鍵になる変数は将来の生産物であり、積立方式と賦課方式は単に将来の生産物に対する請求権を制度化するための財政的な仕組みが異なるにすぎず、積立方式は人口構造の変化の問題を自動的に解決するわけではないこと

② 年金財政問題の解決策は、(i) 平均年金月額の下げ、(ii) 支給開始年齢の上げ、(iii) 保険料の上げ、(iv) 国民総生産の増大政策の 4 つしかなく、これらのアプローチが含まれていない年金財政改善方策はいずれも幻想にすぎないこと

がプレゼンテーションされている。

なお、積立方式の年金とは、積立金を債券や株式の形で投資し、利子や配当等の資本収益によりその時々々の経済成長の果実を年金という形で高齢者に配分するやり方であるが、年金の財政方式が積立方式であろうが賦課方式であろうが、その時々々に現役世代が生み出した付加価値を、現役世代と高齢者で分かち合う構造には変わりがない。

したがって、積立方式であったとしても、現役世代の人口減少の結果、その時々々の生み出す付加価値が減少するならば、利子や配当等の資本収益も減少し、高齢者に配分されることとなる年金の水準も低下することになる。



現在、世界の年金論議は、「積立方式」か「賦課方式」のどちらが望ましいか、「積立方式」に移行すべきか、という議論ではなく、経済や社会の変化の影響をそれぞれに異なる経路で受けることとなる両方式をどう組み合わせて制度をデザインするか、という議論に移っている。

【OECD】

賦課方式主体で運営されている公的年金が持続可能性確保のために給付水準を削減することは避けられないとし、それを積立方式の私的年金で補完する対策の重要性を指摘している。

Pensions at a Glance 2011 より抜粋

公的年金は、OECD諸国における高齢者の所得保障の基軸であり、平均で高齢者所得の60%を占めている。残りの40%は、「私的年金やその他の貯蓄」と「勤労収入」が均等に占めている。老後の所得の提供という公共部門の役割は、未だに非常に重要であるが、将来的に減少する。就労期間の延長と私的年金は、必然的にそのギャップを埋めなければならない。(中略) 長期的な展望に立つと、公的制度と私的制度を、また財政的には賦課方式と積立方式を組み合わせた「多様化した」年金制度が最も現実的な見込みであるだけでなく、最善の政策である。

【世界銀行】

1994年に民営の拠出建て積立制度への移行を推奨したレポートを発表したが、2005年に発表されたレポートでは、考え方を修正し、賦課方式の年金や概念上の拠出建て方式も選択肢に加えた多柱型 (multi-pillar) の制度設計構想を打ち出している。